

携 必 扱 取

I 農 業

令和8年4月版



目次

《公庫資金早見表（農業）》	1
<担い手農業経営者向けの制度金融>	3
1 農業経営基盤強化資金（略称：スーパーL）	5
2 青年等就農資金	12
3 経営体育成強化資金	15
4 農業改良資金	21
5 畜産経営環境調和推進資金	26
6 農林漁業施設資金	28
6-① アグリビジネス強化（略称：スーパーW）	28
6-② 環境保全型農業推進	31
6-③ 農林漁業施設資金（災害復旧）	35
6-④ 産業動物診療施設	37
6-⑤ 食肉センター施設・家畜市場施設	39
7 農業基盤整備資金・担い手育成農地集積資金	43
7-① 農業基盤整備資金（農業農村整備）・担い手育成農地集積資金	43
7-② 農業基盤整備資金（畜産基盤整備）	48
8 スマート農業技術活用促進資金	50

◀ 公庫資金早見表（農業） ▶

経営の改善のために必要なあらゆる長期資金

- 農地取得や設備投資の資金が必要である（農業改良資金は農地取得を除きます）
- 立ち上がり資金が必要である
- 増加経営資金が必要である
- 負債の整理等財務を健全化させる資金が必要である（農業経営基盤強化資金のみ）

[農業経営基盤強化資金（略称：スーパーL）](#)

[経営体育成強化資金](#)

[農業改良資金](#)

新たな農業経営の開始

- 農地取得や設備投資、立ち上がり資金が必要である（青年等就農資金は農地取得を除きます）

[青年等就農資金](#)

[経営体育成強化資金](#)

- 認定農業者が法人を設立して農産物の加工又は販売に取り組む

[農林漁業施設資金（略称：スーパーW）](#)

農地、牧野の改良・造成

- 用水路、排水路、農道を整備する
- 客土、暗きよ、耕地区画の整備を行う
- 牧野を整備する
- 農業集落排水施設を整備する（農業基盤整備資金のみ）

[農業基盤整備資金](#)

[担い手育成農地集積資金](#)

施設の拡充

- 畜舎、農舎、温室などの施設をつくる
- 家畜排せつ物処理施設を整備する
- 農産物の処理加工施設をつくる
- トラクターなどの農機具を取得する
- 家畜を取得する
- 果樹などの新・改植をする

[農林漁業施設資金](#)

[畜産経営環境調和推進資金](#)

振興山村・過疎地域経営改善資金（IV 農林漁業共通 参照）

経営の維持・再建

- 償還金などの支払いの不足する部分に充てる(経営体育成強化資金のみ)
- 農業負債の整理等により経営を再建する(同上)
- 災害や経営者の責めに帰さない事由による一時的な経営悪化により経営維持のための資金が必要である(農林漁業セーフティネット資金のみ)

[経営体育成強化資金](#)

農林漁業セーフティネット資金(IV 農林漁業共通 参照)

スマート農業技術の活用

- スマート農機や営農支援ソフトを取得する
- スマート農機を量産するための製造ラインを整備する
- スマート農機の製造に必要な原料費、部品費を支払う

[スマート農業技術活用促進資金](#)

＜担い手農業経営者向けの制度金融＞

担い手農業経営者向けの農業制度金融の概要は次のとおりです。関係する公庫資金の詳細は該当ページをご覧ください。

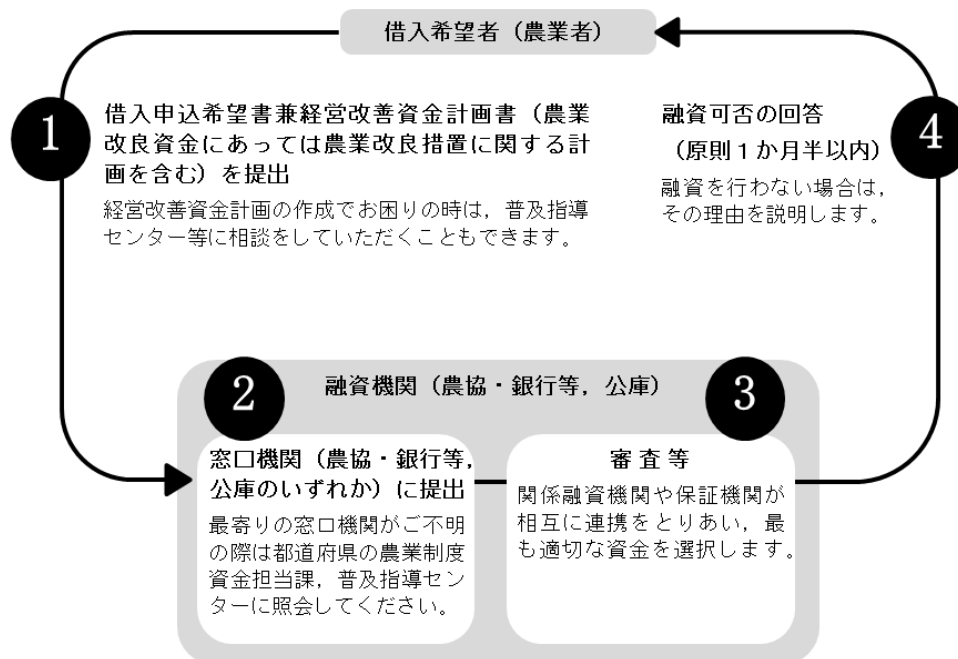
1 農業経営改善関係資金

(1) 対象資金

資金名	融資機関	資金の概要
農業近代化資金	農協等民間金融機関	農協等民間金融機関が融資する長期資金（機械、施設、長期運転資金）
農業経営基盤強化資金（スーパーL）	日本公庫 農林水産事業	農協等民間金融機関では十分な対応ができない場合（注）に、日本公庫農林水産事業が融資する長期資金（農地、機械、施設、長期運転資金） →詳細は「 2 農業経営基盤強化資金（略称：スーパーL） 」及び「 4 経営体育成強化資金 」参照
経営体育成強化資金（前向き投資単独利用）		
農業改良資金		新作物分野・流通加工分野・新技術にチャレンジする場合
青年等就農資金		認定就農計画の目標達成を図ろうとする場合

（注）償還期間が長い、資金規模が大きい、農地取得を含んでいるなどの理由で農協等が融資することが難しい場合。

(2) 借入手続き



※ 窓口機関が経営改善資金計画書等を受理しない場合は、その理由をご説明します。

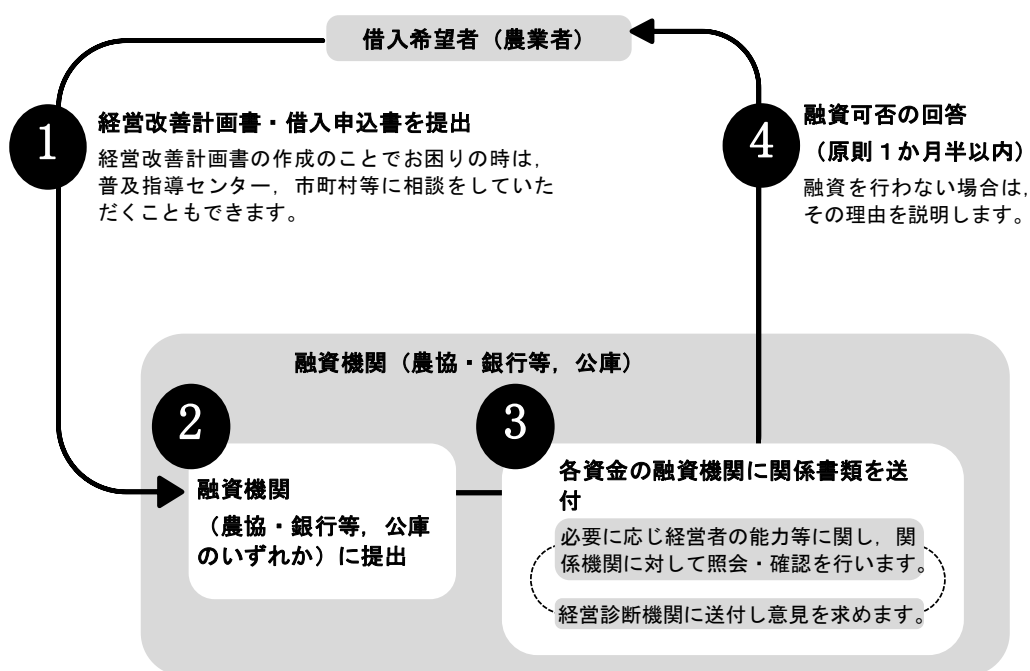
2 負債整理関係資金

(1) 対象資金

資金名	融資機関	資金の概要
農業経営負担軽減支援資金	農協等民間金融機関	制度資金以外の負債整理が必要な方(注1)
経営体育成強化資金 (負債整理)	日本公庫 農林水産事業	制度資金の負債整理が必要な方(注2) →詳細は「 4 経営体育成強化資金 」参照

- (注) 1 農業経営負担軽減支援資金は貸付利率が年5.0%超の制度資金も対象となります。
- 2 経営体育成強化資金は制度資金以外の負債整理も対象となりますが、極力、農業経営負担軽減支援資金で対応することが基本です。

(2) 借入手続き



1 農業経営基盤強化資金（略称：スーパーL）

1 資金の目的

農業経営基盤強化促進法に基づく認定農業者が利用する経営改善のための長期資金です。

認定農業者向けの長期資金としては、農協等民間金融機関が融資する農業近代化資金がありますが、本資金は、償還期間が長い、資金規模が大きい、農地取得を含んでいるなどの理由で農協等民間金融機関では十分な対応ができない場合に、公庫が融資する長期資金（農地、機械・施設、長期運転資金）です。

2 資金の使い途

「農業経営改善計画」（有効期間5年）の達成に必要な長期資金（返済に1年超を要する資金）に幅広くご利用いただける資金で、「単なる資金繰り資金」を除いて、「農業経営改善計画」等に基づいて行う農業経営の改善に必要な資金が対象になります。

この「単なる資金繰り資金」とは、例えば資材代金の決済日の直前に予定していた売上金の入金がなかったために、手持ちの資金が不足した結果、必要となる資金などをいいます。これは一時的な資金の不足であって農業経営の改善を図るために必要な資金とは認められないので、本資金の対象になりません。

このように本資金は、農地、施設・機械などの取得に必要な設備資金はもとより、その他の農業経営の改善を図るのに必要な長期運転資金についても、規模拡大や作物転換などに伴う初期的経営費用（家畜の購入費、飼料費、人件費など）に限らず、「農業経営改善計画」の達成に必要であれば幅広くご利用いただけます。農業経営の改善に向けたさまざまな取組に本資金の活用をご検討ください。

具体的な使い途を例示すると次のようなものがあります。

設備資金	(1) 農地や採草放牧地の取得の費用
	(2) 農地等の改良や造成などの費用
	(3) 農業経営のための施設や機械等の取得などの費用
	(4) 農産物の加工処理・流通販売のための施設、観光農業施設等の取得などの費用
設備資金以外	(5) ① 借地権、施設等の利用権、特許権その他無形固定資産の取得等 <ul style="list-style-type: none"> ○営業権、特許権、登録新品種にかかる権利、実用新案権、意匠権、商標権、著作権、ノウハウ、水利権、電気ガス供給施設利用権、地上権、熱供給施設利用権、水道施設利用権、電話加入権、テナント権利金、自らの経営に密接に関係する法人に対する出資金その他の無形固定資産 ○調査研究、開発費その他の繰越資産
	② 家畜・果樹等の導入、借地料・賃貸料の支払い <ul style="list-style-type: none"> ○家畜の購入・育成費 ○果樹・茶・多年生草本・桑・花木の新植・改植の費用及び育成費 ○農地等の借地料、事務所賃借料、機械・施設のリース料

	<p>③ その他農業経営の改善を図るのに必要な長期資金</p> <p>（○規模・売上・販路の拡大（立ち上がりを含みます。）、作物転換等に伴い必要となる初期的経営費用 ○個人経営を法人経営に移行させるために必要な費用（登記費用等） ○農業者が法人の構成員として営農するため、法人に参加するのに必要な資金（出資金等）</p>
	<p>(6) 負債の整理（公庫資金（注1）以外の制度資金は除きます。）、資本構成の是正、法人構成員の脱退に伴う持分の払い戻し、資材の購入先・生産物の販売先に対する出資金など経営の安定に必要な長期の費用（注2）</p>

(注) 1 公庫農林水産事業及び旧農林漁業金融公庫が融通した資金をいいます。

2 個人が、上記(6)の資本構成の是正、資材の購入先・生産物の販売先に対する出資に必要な資金を利用する場合は、青色申告を行っていることが前提となります。

3 借入者の資格

ア 「農業経営基盤強化促進法」の農業経営改善計画認定制度に基づき、

- ① 農業経営改善計画を作成して市町村長等の認定を受けた個人及び法人
- ② 農業経営改善計画を作成して市町村長等の認定を受けた法人に出資する者

であって、この経営改善計画を具体的に実行していくために必要な「経営改善資金計画」を作成した方です。

この場合、個人であれば簿記記帳を行っていること（又は今後簿記記帳を行うこと）が前提になります。

イ アの①及び②のほかに、次の計画の認定を受けて、「経営改善資金計画」を作成した方も対象となります。

- ① 「酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律」に基づく酪農肉用牛経営改善計画
- ② 「果樹農業振興特別措置法」に基づく果樹園経営計画

(注) 1 次の場合はいずれの場合にも対象になりませんので、改めてそれぞれの法律に基づいて認定の手続きを行う必要があります。

- ① 「農業経営基盤強化促進法」の経過措置によって旧農用地利用増進法に基づく農業経営規模拡大計画の認定を受けた方であって、農業経営改善計画の「みなし認定農業者」の適用を受けている方
- ② 「酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律」及び「果樹農業振興特別措置法」に基づき、平成6年3月17日以前に定められた国の基本方針に即して「酪農肉用牛経営改善計画」及び「果樹園経営計画」の認定を受けた方

ウ 農業協同組合若しくは農業協同組合連合会（いずれもア又はイに掲げる者に転貸する場合には限りません。）

4 貸付条件

償還期限 (据置期間を含みます。)	据置期間	貸付限度額 (注1)
----------------------	------	---------------

25 年以内	10 年以内	個人 3 億円 (特認(注2) 6 億円) 法人 10 億円 (特認(注3) 20 億円 [一定の場合 30 億円])
--------	--------	--

※ 最新の貸付利率は、公庫ホームページでご確認いただくか公庫等にご照会ください。

(貸付限度額に関する注)

1 個人・法人に共通する事項

- (1) 本資金において貸付限度額とは、本資金の貸付限度額と貸付実行日における本資金の貸付金残高の合計額をいいます。
- (2) 資金の使い途の(6)「経営の安定化に必要となる長期の費用」(公庫の融資に係る負債を除く)については、個人 6,000 万円(特認 1 億 2,000 万円)、法人 2 億円(下記 3(1)の場合 4 億円、同 3(2)の場合 6 億円)までを限度とし、その他の資金の使い途と合計した額が上表中の限度額を超えることはできません。

2 個人の特認限度額について

当該経営体が次のいずれかにあてはまる場合に、特認限度額の適用を受けることができます。

- (1) 経営が複数の部門にわたる経営体又は経営部門を増やす農業経営改善計画を有する経営体
- (2) 主たる従事者を複数有する経営体又は計画期間中に複数となる農業経営改善計画を有する経営体
- (3) 当該経営体の所在する地域の状況により、相当の規模拡大をもって地域の担い手となることが求められる経営体

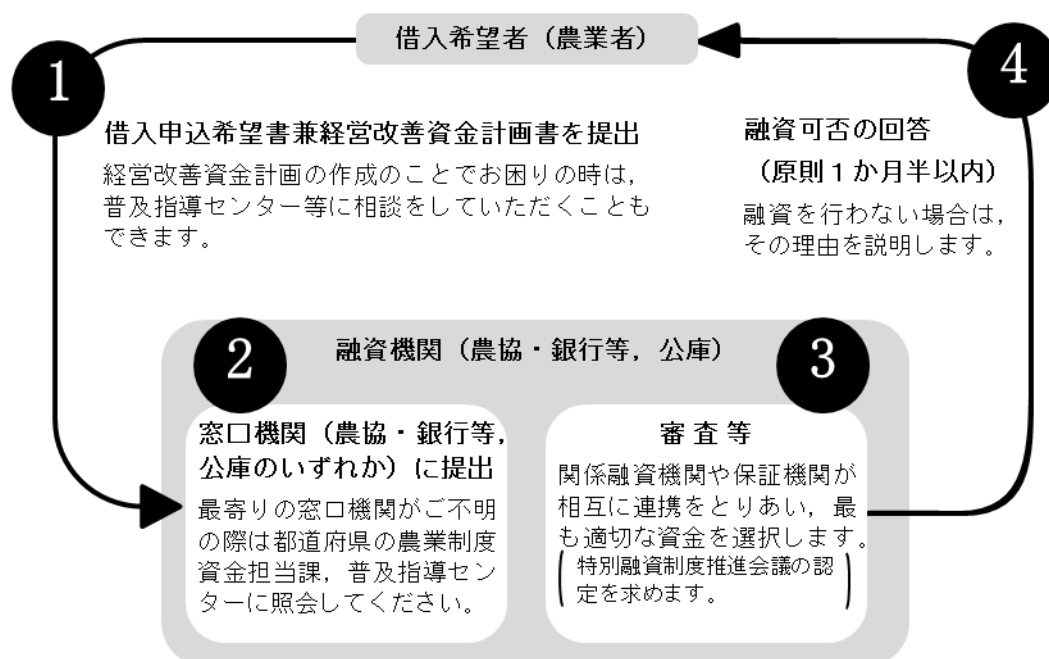
3 法人の特認限度額について

当該法人が次のいずれかにあてはまる場合に、特認限度額の適用を受けることができます。

区分	貸付限度額	貸付限度額の算定に係る注
(1) 民間金融機関(※1)から資金調達(※2)が行われる場合 (注) 経営改善資金計画書(※3)において民間金融機関から資金調達が行われることが確認できる場合	次のうち、いずれか低い額 ① 20 億円 ② 経営改善資金計画書の目標売上額の 2 倍に相当する額	(※1)「民間金融機関」とは ・農業協同組合 ・信用農業協同組合連合会 ・農林中央金庫 ・銀行 ・株式会社商工組合中央金庫 ・信用金庫 ・信用組合 ・労働金庫
(2) 民間金融機関の貸付金残高の額が、公庫農林水産事業の貸付金残高及び民間金融機関の貸付金残高の合計額の 3 分の 1 以上となる場合	次のうち、いずれか低い額 ① 30 億円 ② 経営改善資金計画書の目標売上額の 2 倍に相当する額	(※2)「資金調達」とは 民業補完の観点から、民間金融機関からの提示額をもとに日本公庫の貸付限度額を定める。 (※3)「経営改善資金計画書」とは 「農業経営改善関係資金基

		本要綱」(平成14年7月1日付け14経営第1704号農林水産事務次官依命通知)の別紙の「借入申込希望書兼経営改善資金計画書」のこと。
--	--	--

5 借入申込みから貸付けに至るまでのプロセス



※ 窓口機関が経営改善資金計画書等を受理しない場合は、その理由をご説明します。

相談窓口

農協・信農連・公庫等の融資機関、普及指導センター、市町村でご相談に応じます。

6 クイック融資

営農活動に伴って比較的少額の資金が緊急に必要となった場合に、最短1週間で無担保・無保証人による融資の可否を判断します。

具体的には、公庫の企業経営診断手法による経営実績の評価が審査基準に合致した者で、次の要件を満たす場合に融資する制度です。

(1) 対象者

認定農業者（ただし、次の①から③に該当する者を除きます。）

- ① 簿記記帳又は青色申告を実施していない者
 - ② 公庫資金について過去1年間に延滞した者
 - ③ 農業所得（法人にあっては経常利益）が赤字の者、繰越欠損金を有する者又は債務超過の者
- (2) 貸付金の使途
設備資金及び長期運転資金
ただし、負債の整理等のための資金は対象としません。
- (3) 適用限度額
1回当たりの貸付限度額は500万円とします。
ただし、借入金額を500万円とするために意図的に借入額を分割したものは対象としません。

7 留意事項 融資の対象にならない資金

次のような場合には、公庫資金としての適性を欠くものとして繰上償還していただくこととなりますので、十分に注意してください。

- ① 生活に必要な経費等、農業経営の改善と関係ないものや認定された経営改善資金計画と関係ないものに使用すること。
- ② 資金を第三者に貸付け、投機その他借入れの目的を著しく逸脱したものに使用すること。
- ③ 金融機関との取引離脱に伴う肩代わりに使用すること。
- ④ 制度資金の借換えに使用すること。

8 借入申込みに必要な書類

- (1) 借入申込書類

ア	借入申込書	
イ	借入申込書共用別紙 (事業費支払予定表)	様式C 1-5 (注) 事業費の支払予定(投資内容別の支払時期及び金額)を確認できる書類を添付することにより、提出を省略できます。
ウ	借入申込希望書兼経営改善資金計画書	

※ 様式は公庫支店等にご照会ください。

- (2) 添付書類

- ア 最近3か年の決算書類（貸借対照表、同附属明細書、損益計算書）又は青色申告書（簡易の貸借対照表を含みます。）等の写し
- イ 見積書、契約書、設計図、位置図
- ウ 事業実施に際し許認可を必要とする場合には、その許認可証の写し
- エ 法人の場合には、法人の登記簿謄本及び定款

スーパーL

Q & A

Q 1 認定農業者であれば、それだけで融資を受けられますか。

A 「農業経営改善計画」を達成するために必要な具体的内容を資金面に投影した「借入申込希望書兼経営改善資金計画書」を作成し、融資機関の審査を受けることが必要です。

融資機関では、①これまでの経営状況はどうなっているのか、②経営改善のための計画は適切であり実行可能か、③計画が実行された場合に収益はどうか・融資返済は可能か、という観点から審査します。

なお、健全な経営を行っていくためには、簿記記帳は必須なことから、簿記記帳を行っていること（又は今後簿記記帳を行うこと）も融資を受けるための要件となっています。

Q 2 資金の貸付けが行われた後に基盤強化法に基づく農業経営改善計画の変更認定があった場合、経営改善資金計画書の取扱いはどうなりますか。

A 経営改善資金計画の変更が必要であるか否かについては、借入案件ごとに融資機関等で判断します。

Q 3 認定要件として「簿記記帳を行っていること」とありますが、どの程度の簿記記帳を行っていればよいのですか。（例えば、複式簿記とか、青色申告とか。）

A 必ずしも複式簿記や青色申告である必要はなくて、経営収支・財務状況を明らかにするために簿記の記帳のカテゴリーに入るものであればよいこととなっています。しかし、できる限り青色申告するようになることが望まれます。

Q 4 法人限度額の適用は、1戸1法人も含まれますか。

A 1戸1法人も法人限度額が適用されます。

Q5 スーパーLの貸付けを受けた後の注意事項を教えてください。

A スーパーLは制度資金であるため次のような制限があります。

① スーパーLは、あくまでも計画に促した経営展開に必要な資金を融通することとなっていますので、計画に関係のない資金や営農に関係のない資金には使用できません。

したがって、資金が計画に沿って正しく使われたことを明確にしておく必要があります。

具体的には、契約書・見積書・請求書等の整理・保管、代金支払等の通帳への記録はもちろんのこと支払時には、必ず領収書の金額・日付・領収印等の確認を行うことが必要です。

② 簿記記帳を行うことが義務付けられていますので、経営の状況の記録は必ず必要となります。

③ 次のような場合は、市町村又は窓口の融資機関に連絡し相談をしてください。

ア 災害・事故・病気などが発生し、経営に支障が生じたとき。

イ 農業経営改善計画の認定の変更・取消しがあったとき。

ウ 経営部門の変更、経営の休・廃止をするとき。

エ 事業内容、事業費に変更が生じたとき。

Q6 もうすぐ農業経営改善計画の有効期限（認定から5年間）が経過しますが、その後にまたがって予定している投資についてもスーパーLの対象になりますか。

A 農業経営改善計画の有効期限経過後の投資については、農業経営改善計画の更新手続き等を行って頂ければ、スーパーLの対象となります。

Q7 スーパーLの利用者は経営相談等を受けられるのでしょうか。

A スーパーLをご利用いただいた後、経営上の課題やご要望等のあるお客様は、いつでも公庫支店等窓口機関にご相談ください。また、公庫支店等窓口機関から近況をお伺いする場合がありますので、ご協力をお願いします。

2 青年等就農資金

1 資金の目的

農業経営基盤強化促進法に基づく認定新規就農者が利用する経営開始のための無利子の長期資金で、農業生産のための施設や機械の取得のほか、家畜の購入費・育成費、借地料の一括払いなどに利用することができます。

2 資金の使い途

市町村に認定された「青年等就農計画」（有効期間は最長で5年）の達成に必要な長期資金（返済に1年超を要する資金）にご利用いただける資金で、生活に必要な経費等、農業経営の改善と関係のないものや「単なる資金繰り資金」、農地等の取得を除いて、幅広く対象となります。

具体的には、施設・機械などの取得に必要な設備資金はもとより、長期運転資金は経営開始初年度の利用に限らず、「青年等就農計画」の期間中に必要な事業についてご利用いただけます。

具体的な使い途を例示すると次のようなものがあります。

設備資金	(1) 農地等の改良や造成などの費用
	(2) 農業経営のための施設や機械等の取得などの費用
	(3) 農産物の加工処理・流通販売のための施設、観光農業施設等の取得などの費用
設備資金以外	(4) ① 会社設立事務に必要な費用等の創立費、農業経営開始までに支出した土地・建物賃借料等の開業費などの繰延資産の取得の費用
	② 家畜の購入・育成費、果樹等の新改植費・育成費、農地等の借地料、機械・施設のリース料、農薬費、その他の青年等就農計画期間中に必要となる初期的経営費用
	③ 法人成りに必要な登記費用

(注) 農地の復旧費用や営業権・商標権などの無形固定資産の取得費用など対象としないものがあります。

3 借入者の資格

(1) 新たに農業経営を営もうとする青年等（※）であって、市町村長から「青年等就農計画」の認定を受けた者

ただし、経営改善資金計画について、特別融資制度推進会議の認定を受けたものに限ります。

※ 青年（原則として18歳以上45歳未満）、効率的かつ安定的な農業経営を営むために活用できる知識・技能を有する者（65歳未満）、これらの者が役員の過半を占める法人

※ 農業経営を開始してから一定期間（5年間）以内の者を含み、認定農業者を除きます。

(2) 農業協同組合若しくは農業協同組合連合会、銀行、信用金庫、信用協同組合又は農林中央金庫（いずれも(1)に掲げる者に転貸する場合に限り。）

4 貸付条件

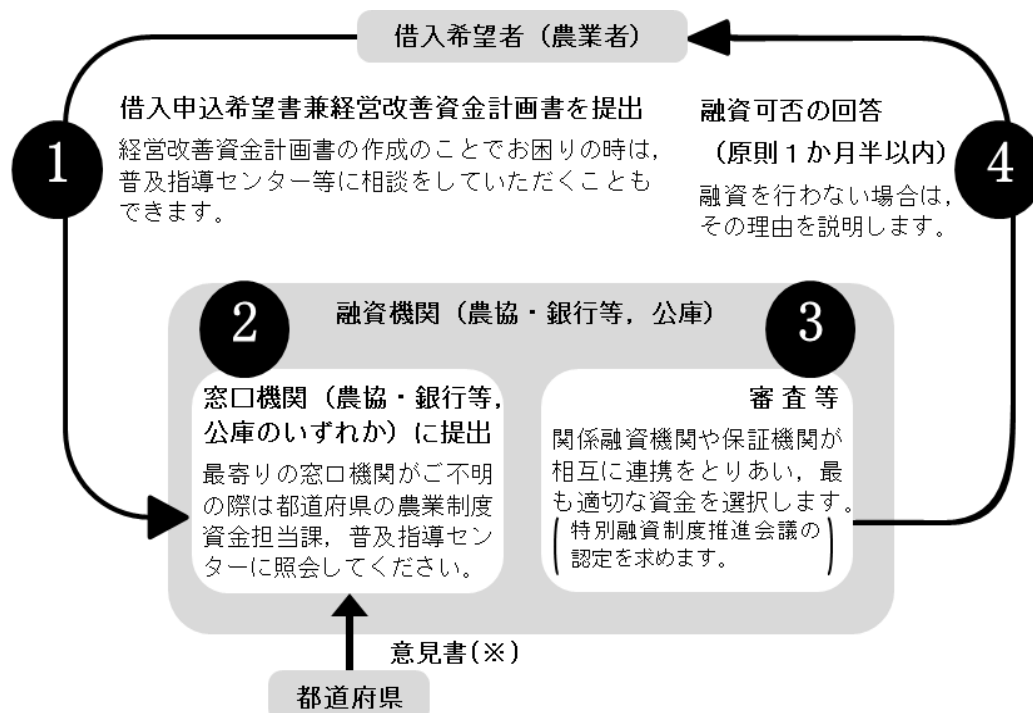
償還期限 (据置期間を含みます。)	据置期間	貸付限度額	担保・保証人
17年以内	5年以内	3,700万円 (特認1億円(注))	原則、融資対象物件以外の担保及び第三者保証人は不要

※ 最新の貸付利率は、公庫ホームページでご確認いただくか公庫等にご照会ください。

(注) 当該認定新規就農者が次の要件のすべてを満たす場合に受けることができます。

- 1 青年等就農計画における農業所得の目標が当該認定新規就農者の所在する地域の平均以上となるものであること
- 2 次のいずれかに該当する者であって、農業の技術及び経営方法を習得したと認められる旨の意見書が都道府県知事の認定を受けた指導農業士等その他これに類するものから提出されているものであること
 - (1) 農業の技術又は経営方法を実地に習得するため、指導農業士等又は認定農業者が主宰する農業に年間150日以上従事した年(以下「技術等習得年」といいます。)が2年以上である者
 - (2) 技術等習得年が1年以上あり、かつ、農業大学校等の農業経営者育成教育機関における研修と通算して2年以上である者

5 借入申込みから貸付けに至るまでのプロセス



※ 窓口機関の依頼に対し、都道府県は「認定新規就農者の貸付けに関する意見書」を作成

し、提出します。

なお、都道府県が認めた指導農業士等その他これに類するものが意見書を作成し、借入希望者を通じて窓口機関に提出することもできます。

相談窓口

市町村、都道府県（普及指導センター）、都道府県青年農業者等育成センターのほか、最寄りの窓口機関（農協・銀行等、公庫）でご相談に応じます。

6 留意事項 融資の対象にならない資金

次のような場合には、公庫資金としての適性を欠くものとして繰上償還していただくこととなりますので、十分に注意してください。

- ① 生活に必要な経費等、農業経営の改善と関係ないものや認定された経営改善資金計画と関係ないものに使用すること。
- ② 資金を第三者に貸付け、投機その他借入れの目的を著しく逸脱したものに使用すること。
- ③ 金融機関との取引離脱に伴う肩代わりに使用すること。
- ④ 制度資金の借換えに使用すること。

7 借入申込みに必要な書類

(1) 借入申込書類

ア	借入申込書	
イ	借入申込書共用別紙 (事業費支払予定表)	様式C 1-5 (注) 事業費の支払予定(投資内容別の支払時期及び金額)を確認できる書類を添付することにより、提出を省略できます。
ウ	借入申込希望書兼経営改善資金計画書	

※ 様式は公庫支店等にご照会ください。

(2) 添付書類

- ア 最近3か年の決算書類(貸借対照表、同附属明細書、損益計算書)又は青色申告書(簡易の貸借対照表を含みます。)等の写し
- イ 見積書、契約書、設計図、位置図
- ウ 事業実施に際し許認可を必要とする場合には、その許認可証の写し
- エ 法人の場合には、法人の登記簿謄本及び定款

3 経営体育成強化資金

1 資金の目的

本資金は、前向き投資のための資金と負債の償還負担を軽減するための資金で構成されており、資金の目的はそれぞれ次のとおりとなっています。

【前向き投資資金（経営改善）】

認定農業者以外の担い手が利用する経営改善のための長期資金です。

認定農業者以外の担い手向けの制度資金としては、農協等民間金融機関が融資する農業近代化資金がありますが、本資金は償還期間が長い、資金規模が大きい、農地取得を含んでいるなどの理由で農協等民間金融機関では十分に対応できない場合に、公庫が融資する長期資金（農地、機械、施設、長期運転資金）です。

【償還負担軽減資金（負担軽減）】

担い手向けの償還負担軽減のための資金です。

担い手向けの償還負担軽減のための資金としては、農協等民間金融機関が融資する農業経営負担軽減支援資金がありますが、本資金は、農業経営負担軽減支援資金では対応が困難な場合に公庫が融資する資金です。

2 資金の使い途

【前向き投資のための資金（経営改善）】

経営改善資金計画等に基づいて行う事業であって、次に掲げるものが対象となります。

- ① 農地又は牧野の改良又は造成
- ② 農地等又は未墾地の取得
- ③ 農地等又は未墾地について、賃貸借その他所有権以外の使用及び収益を目的とする権利を取得する場合において、権利金の支払又は当該権利の存続期間に対する対価の全額の一時的払い
- ④ 果樹の新植、改植又は育成
- ⑤ オリーブ、茶、多年性草本、桑又は花木の新植、改植又は育成
- ⑥ 家畜の購入又は育成
- ⑦ 農機具、運搬用機具について賃借権を取得する場合において、当該賃借権の存続期間に対する借賃の全額一時払い
- ⑧ 農産物の生産、流通、加工又は販売に必要な施設その他の農業経営の改善に必要な施設（農機具及び運搬用機具を含みます。）の改良、造成又は取得
- ⑨ 農業経営の改善に必要な施設の賃借料の一括前払い（集落営農組織以外のものに対する貸付けにあっては、農機具及び運搬用機具に限ります。）
- ⑩ 農業経営の改善に必要な農薬費等の費用（民事再生法に基づく再生計画（以下「再生計画」といいます。）の認可を受けた者又は私的整理ガイドラインに沿った私的整理を行う者

の行うもの（以下「事業再生支援資金」といいます。）並びに借入者の資格の(3)、(4)及び(6)に掲げる者の行うものに限りません。）

- ⑩ 集落営農組織の法人化に際し必要となる当該法人の構成員の出資金等

【負債の償還負担を軽減するための資金（負担軽減）】

経営改善計画に基づいて行う事業であって、次に掲げるものが対象となります。

- ⑪ 次に掲げる資金（注）を借り受けたために生じた負債の整理に必要な資金（以下「再建整備資金」といいます。）

(ア) 農具、肥料、飼料、家畜その他の農業経営に必要な資材又は施設の取得又は設置に必要な資金

(イ) 農地又は牧野の改良、造成又は復旧に必要な資金

(ウ) 農業経営の改善のための農地等の取得、遺産相続、疾病、災害等により必要な資金

(エ) 共同相続人のうち遺産に属する農業経営資源（農地、施設その他の農業に活用される資源をいいます。）についてこれらを活用して農業を営もうとする者が他の共同相続人からその農業経営資源に係る相続分の譲渡しを受けるのに必要な資金その他遺産の分割による農業経営資源の細分化を防止するのに必要な資金

- ⑫ 次に掲げる資金等の円滑な支払いに必要な資金（以下「償還円滑化資金」といいます。）

(ア) 公庫が融通する資金

(イ) 農業近代化資金、経営資金その他国が利子補給又は利子助成を行う資金及び国の補助金の交付を受けた者がこれを財源として利子補給又は利子助成を行う資金

(ウ) 土地改良事業又は旧独立行政法人緑資源機構の負担金等

(注) ⑫の(ア)から(ウ)までに掲げる資金、地方公共団体が利子補給若しくは利子助成を行い、又は融通する資金及び政府関係金融機関が融通する資金を除きます。

3 借入者の資格

- (1) 農業を営む者であって、次に掲げる要件のすべてを満たすもの

ア 農業所得が総所得（法人にあつては、当該法人の農業に係る売上高が総売上高）の過半を占めていること又は農業粗収益が200万円以上（法人にあつては、1,000万円以上）であること。

イ 主として農業経営に従事すると認められる青壮年の家族農業従事者（法人にあつては、常時従事者（農地法第2条第3項第2号ホに規定する常時従事者をいいます。）である構成員）がいること。

ウ 個人の農業者であつて、60歳以上であるときは、その後継者が現に主として農業に従事（農業者大学校に就学している場合等を含みます。）しており、かつ、将来においても主として農業に従事する見込みがあると認められること。

エ 簿記記帳を行っていること。（簿記記帳を行うことが確実と見込まれる場合を含みます。）

- (2) 認定新規就農者

- (3) 基盤強化法第19条第1項に規定する地域計画のうち目標地図（同条第3項の地図をいいます。）に位置付けられた者（認定農業者（同法第12条第1項に規定する農業経営改善計画の認

定を受けた者をいいます。)、認定新規就農者、農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律第2条第4項第1号ハに定める組織、市町村基本構想(基盤強化法第6条第1項に規定する基本構想をいいます。)に示す目標所得水準を達成している農業者及び市町村が認める者)

- (4) 農業を営む法人(経営開始後決算を2期終えていないものに限り)であって、次に掲げる要件のすべてを満たすもの(経営改善資金計画に基づくものに限り。以下「農業参入法人」といいます。)

ア 原則として5年以内に農業経営改善計画の認定を受ける計画を有していること。

イ 経営改善資金計画について推進会議の認定を受けていること。

- (5) (1)に該当する家族農業経営における経営主以外の農業を営む者

ただし、家族経営協定において次の事項が明確となっているものに限り。

ア 経営のうちの一部の部門について主宰権があること

イ 主宰権のある経営部門について、当該の者にその部門の経営の危険負担及び収益の処分権があること。

- (6) 集落営農組織

次に掲げる要件のすべてを満たす法人格を有しない任意団体であって農業を営むもの

ア 目的、構成員の資格等を定めた定款又は規約を有していること。

イ 一元的に経理を行っていること。

ウ 原則として5年以内に農地所有適格法人に組織変更する旨の目標を有していること。

エ 農用地の利用の集積の目標を定めていること。

オ 主たる従事者が目標農業所得額を定めていること。

カ 経営改善資金計画について推進会議の認定を受けていること。

- (7) (6)の集落営農組織が法人化するときに当該法人の構成員として参加する農業者(法人への出資金等に限り)。

- (8) 農業協同組合又は農業協同組合連合会(いずれも(1)から(7)までに掲げる者のいずれかに転貸する場合に限り)。

(注) 1 (1)、(2)、(3)及び(5)の者が貸付金の使い途の⑫又は⑬の資金(貸付けの相手方はこれらの者及び(8)に掲げる者((1)、(2)、(3)及び(5)の者に転貸する場合に限り)に限り)を借り入れる場合にあつては、次の要件に適合するものに限り。

ア 経営改善計画の計画期間内に農業経営の安定が図られる見込みであること。

イ 現に負債の償還に支障を来しており、かつ、関係金融機関による既往債務の貸付条件の緩和措置等では十分な経営の改善が図られないこと。

2 (1)、(2)及び(5)の者が事業再生支援資金(貸付けの相手方はこれらの者に限り)を借り入れる場合にあつては、次のすべての要件に適合するものに限り。

ア その者の行う事業が次の①から③までのいずれかに該当すること。

① 地域農業の維持振興に大きな役割を果たしている事業であること。

② 一定の雇用効果が認められる等、地域経済の活力維持に資する事業であること。

③ 先進性、新規性又は技術力の高い事業等で、今後の発展が見込まれる有望な事業であること。

イ 適切な再生計画又は再建計画(私的整理ガイドラインに基づくものに限り)が策

定され、関係者による支援体制が構築されており、民間金融機関の金融支援が得られる者

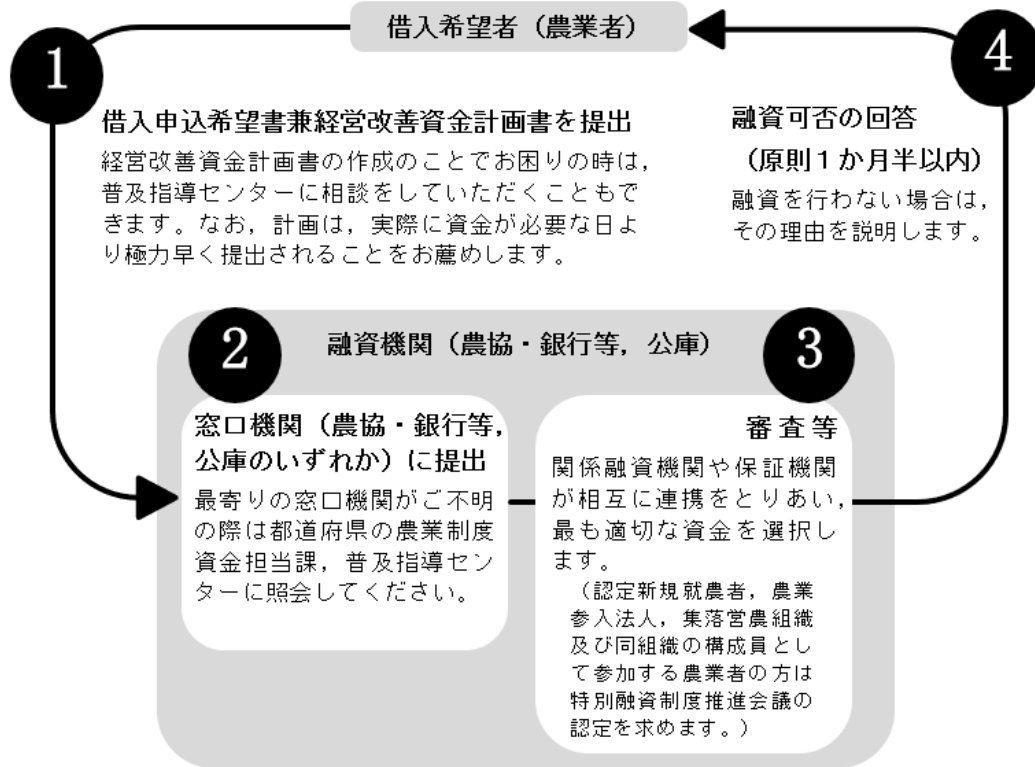
4 貸付条件

償還期限 (据置期間を含みます。)	据置期間	貸付限度額
25年以内	3年以内 ただし、貸付金の使い途の④については10年以内。	次の(1)から(3)の合計額。 ただし、個人及び農業参入法人1億5,000万円、法人及び集落営農組織5億円の範囲内 (1)資金の使い途の①から⑩の事業貸付けを受ける者の負担する額の80% (注1・注2) (2)再建整備資金 (注3) 個人1,000万円 (特認:1,750万円、特定:2,500万円) (注4)法人4,000万円 (3)償還円滑化資金 経営改善期間中の5年間((注5)の場合10年間)において支払われるべき既往借入金等負債の各年の支払金の合計額 (注6)

※ 最新の貸付利率は、公庫ホームページでご確認いただくか公庫等にご照会ください。

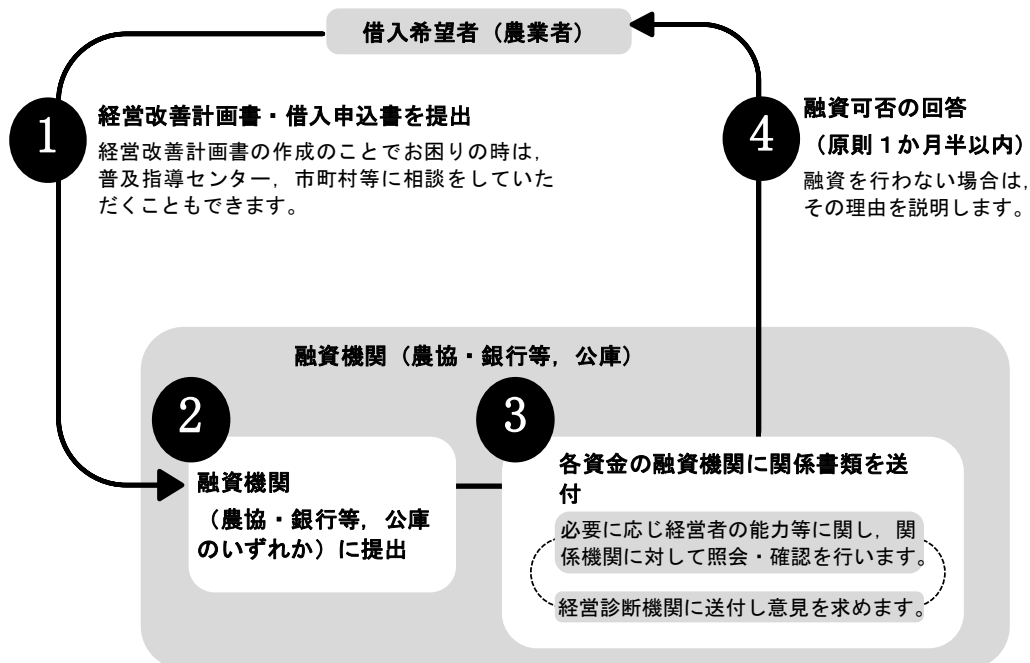
- (注) 1 認定新規就農者が行う貸付金の使い途の②について、1,000万円まで、据置期間は5年以内、貸付限度額は貸付けを受ける者の負担する額とします。
- 2 事業再生支援資金にあつては、民間金融機関の要請がある場合や、取引先金融機関の破綻その他の取引先金融機関に係る理由により資金の円滑な融資を受けることが困難と認められる場合については貸付けを受ける者の負担する額とします。
- 3 本資金の他の貸付金残高と通算しないが、農業経営維持安定(再建整備及び償還円滑化)資金の貸付金残高と通算します。
- 4 特認の要件: 農業経営又は農業所得の規模が当該地域の平均以上である場合等必要があると認められる場合
特定要件: 農業経営又は農業所得の規模等からみて特に必要があると認められる場合
- 5 債務者の年間償還額からみて経営改善計画実行のために必要不可欠と認められる場合
- 6 この場合における各年の支払金の合計額に相当する額は、その全部又は一部を一括して貸し付けることができます。

(1) 前向き投資資金利用の場合



※ 窓口機関が経営改善資金計画書等を受理しない場合は、その理由をご説明します。

(2) 償還負担軽減資金利用の場合



相談窓口

(1)、(2)いずれの場合でも、農協・信農連・公庫等の融資機関、普及指導センター、市町村等でご相談に応じます。

5 借入申込みに必要な書類

1 前向き投資資金利用の場合

(1) 借入申込書類

ア	借入申込書	
イ	借入申込書共用別紙 (事業費支払予定表)	様式C 1-5 (注) 事業費の支払予定(投資内容別の支払時期及び金額) を確認できる書類を添付することにより、提出を省略で きます。
ウ	借入申込希望書兼経営改善資金計画書	

※ 様式は公庫支店等にご照会ください。

(2) 添付書類

- ア 最近3か年の決算書類(貸借対照表、同附属明細書、損益計算書)又は青色申告書(簡易の貸借対照表を含みます。)等の写し
- イ 見積書、契約書、設計図、位置図
- ウ 事業実施に際し許認可を必要とする場合には、その許認可証の写し
- エ 法人の場合には、法人の登記簿謄本及び定款

2 償還負担軽減資金利用の場合

(1) 借入申込書類

ア	借入申込書	農業負債整理関係資金基本要綱に定める借入申込書でも可。
イ	経営改善計画書	

※ 様式は公庫支店等にご照会ください。

(2) 添付書類

- ア 最近3か年の決算書類(貸借対照表、同附属明細書、損益計算書)又は青色申告書(簡易の貸借対照表を含みます。)等の写し
- イ 見積書、契約書、設計図、位置図
- ウ 事業実施に際し許認可を必要とする場合には、その許認可証の写し
- エ 法人の場合には、法人の登記簿謄本及び定款
- オ 借換対象負債の残高が現に存することの証明

4 農業改良資金

1 資金の目的

農業改良資金融通法に基づき、農業者等が経営改善を図るために加工、販売等の新たな取組（農業改良措置）を行う場合に公庫が融資する長期資金です。また、六次産業化法等の認定を受けた食品加工・流通業者が、農業者等が行う農業改良措置を支援する場合も利用することができます。

2 資金の使い途

農業改良措置を行うために必要なものであって、次に掲げるものが対象となります。

【農業者向け】

- (1) 施設の改良、造成又は取得
- (2) 永年性植物の植栽又は育成
- (3) 家畜の購入又は育成
- (4) 農地又は採草放牧地の排水改良、土壌改良その他作付条件の整備
- (5) 農地又は採草放牧地について農産物の生産の用に供するための賃借権その他の所有権以外の使用及び収益を目的とする権利を取得する場合において、権利金の支払い、又は当該権利の存続期間に対する対価の全額一時払い
- (6) 農機具、運搬器具その他の農業経営の改善を図るのに必要な施設について賃借権を取得する場合において、当該賃借権の存続期間に対する賃借の全額一時払い
- (7) 能率的な農業の技術又は経営方法を習得するための研修費用
- (8) 品種の転換に必要な費用
- (9) 農畜産物の需要を開拓するための新たな農畜産物の加工品等の調査及び開発並びに通信・情報処理機材の取得
- (10) 営業権、商標権その他の無形固定資産の取得又は研究開発費その他の繰延資産に計上し得る費用
- (11) (5)～(10)までに掲げるもののほか、農業経営の改善によって必要となる農薬費その他の費用（資材費（種苗費、肥料代、燃料費等）雇用労賃及び機械・施設の修理費をいい、農業改良措置の実施に係る初度的な経費に限ります。）

【食品加工・流通業者向け】

- (12) 米穀の新用途への利用の促進に関する法律（以下「米穀新用途利用促進法」といいます。）第5条第3項に規定する認定生産製造連携事業計画に基づいて同法第4条第2項第3号に規定する農業改良支援措置として行う農業経営に必要な施設の設置に必要な資金
- (13) 地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律（以下「六次産業化法」といいます。）第6条第3項に規定する認定総合化

事業計画に基づいて同項に規定する促進事業者が行う次に掲げる同法第5条第4項第1号の農業改良措置を支援するための措置の実施に必要な資金

- ① 農業経営に必要な施設の設置
- ② 加工施設の改良、造成又は取得
- ③ 販売施設の改良、造成又は取得

(注) 1 中小企業者に限ります。

中小企業者の要件は次の条件を満たす会社及び個人〔従業員のみ〕です。

なお、協同組合等は、次の規模を上回る場合でも中小企業者に該当します。

ただし、資金の使い途の(12)(13)の場合、公庫法第2条第3号に列挙されていない者（以下、例示）は規模に関わらず中小企業者に該当しません。

(例) 農事組合法人、社団法人・財団法人（一般・公益を含みます。）、有限責任事業組合(LLP)

判断項目 主たる業種	資本金	従業員
小売業・飲食店	5,000万円以下	又は 50人以下
サービス業	5,000万円以下	又は 100人以下
卸売業	1億円以下	又は 100人以下
その他の業種	3億円以下	又は 300人以下

2 認定基準

農業改良資金の貸付資格の認定を受けるためには、次の要件を満たすことが必要です。

(1) 資金の使い途の(12)の場合（米穀新用途利用促進）

認定製造事業者等が、連携先の農業者が利用する新用途米穀の低コスト化や高品質化等に資する施設を農業者に代わって導入するものであること。

(2) 資金の使い途の(13)の場合（六次産業化）

《農業経営に必要な施設》

促進事業者が、支援先の農業者が利用する機械・建物等を農業者に代わって導入するものであること。

《加工・販売施設》

促進事業者が、支援先の農業者が生産する農畜産物等の加工・販売を行う施設の改良、造成又は取得を行う場合に対象となります。

支援先の農業者等からの農畜産物等のみでは商品の生産等を行うことができない場合、支援先の農業者等から調達する農畜産物等以外の農畜産物等を他から調達することもできますが、この場合、当該加工、販売施設で調達する全ての農畜産物等全体の調達量に占める支援先の農業者等からの調達量の割合は、おおむね50%を超える必要があります。

3 借入者の資格

【農業者向け】

- (1) 農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法律第4条第1項に規定する生産製造連携事業計画を作成し、認定を受けた農業を営む者等（農林漁業有機物資源の生産を図るための措置を実施する方）
- (2) 米穀新用途利用促進法第4条第1項に規定する生産製造連携事業計画を作成し、認定を受けた同法第2条第3項に規定する生産者又は同条第6項に規定する促進事業者のうち同項第2号の特定畜産物等の生産の事業を行う者又は促進事業協同組合等（新用途米穀の生産又は新用途米穀加工品の製造の高度化を図るための措置を実施する方）
- (3) 六次産業化法第5条第1項に規定する総合化事業計画を作成し、認定を受けた農業を営む者等
- (4) 環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律（以下「みどりの食料システム法」といいます。）第19条第1項に規定する環境負荷低減事業活動実施計画又は同法第21条第1項に規定する特定環境負荷低減事業活動実施計画（農業改良措置に関する事項が記載されているものに限り、）を作成し、認定を受けた農業を営む者等（農業を営む者等が団体である場合には、その構成員を含みます。）
 （注）環境負荷低減事業活動実施計画、特定環境負荷低減事業活動実施計画の認定手続において農業改良措置についても一体的に認定される。また、その際の農業改良措置の認定基準の一部について、弾力化が図られている。
- (5) 農業協同組合又は農業協同組合連合会（いずれも(1)～(4)までに掲げる者のいずれかに転貸する場合に限り、）

【食品加工・流通業者向け】

- (6) 米穀新用途利用促進法第5条第3項に規定する認定生産製造連携事業計画の認定を受けた認定製造事業者等
- (7) 六次産業化法第6条第3項に規定する認定総合化事業計画の認定を受けた促進事業者
- (8) 農業協同組合又は農業協同組合連合会（いずれも(6)、(7)に掲げる者のいずれかに転貸する場合に限り、）

4 貸付条件

償還期限 (据置期間を含みます。)	据置期間	貸付限度額
12年以内	3年以内 特例5年(注)	個人 5,000万円 法人 1億5,000万円

※ 最新の貸付利率は、公庫ホームページでご確認いただくか公庫等にご照会ください。

(注) 次のいずれかにあてはまる場合に受けることができます。

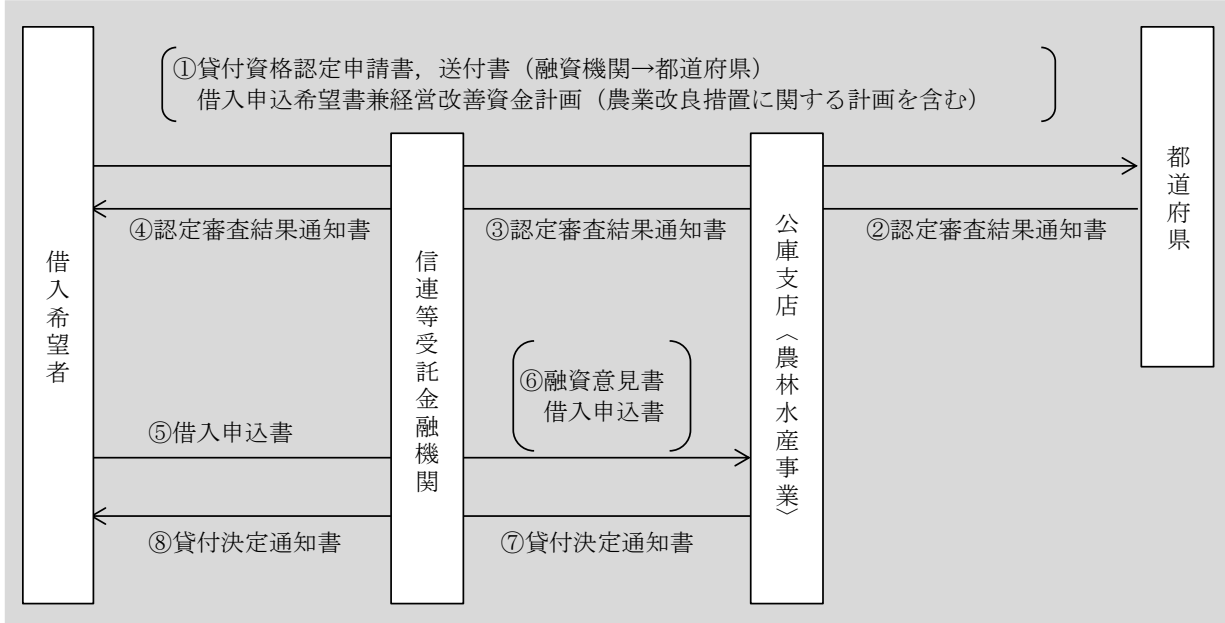
- (1) 農業改良資金融通法第4条に規定する特定地域資金の貸付を受ける者

(2) 借入者の資格の(3)、(7)に掲げる者

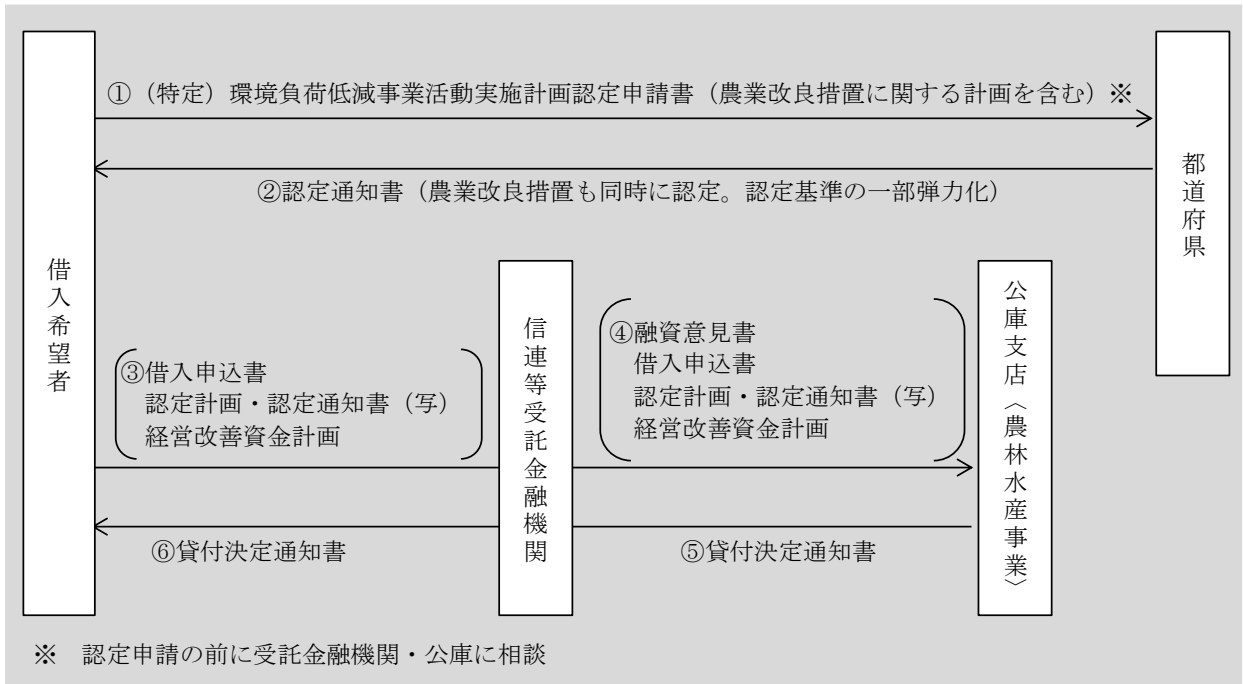
5 借入申込みから貸付けに至るまでのプロセス

委託貸付の場合を例にとれば次のような流れとなります。

◎ 公庫経由で貸付資格の認定の申請を行う場合（農業者向け）



◎ みどりの食料システム法に基づく場合（農業者向け）



6 借入申込みに必要な書類

(1) 借入申込書類

ア	借入申込書	
イ	借入申込書共用別紙 (事業費支払予定表)	様式C 1 - 5 (注) 事業費の支払予定(投資内容別の支払時期及び金額) を確認できる書類を添付することにより、提出を省略で きます。
ウ	借入申込希望書兼経営改善資金計画書	

※ 様式は公庫支店等にご照会ください。

(2) 添付書類

ア 最近3か年の決算書類(貸借対照表、同附属明細書、損益計算書)又は青色申告書(簡易の貸借対照表を含みます。)等の写し

イ 見積書、契約書、設計図、位置図

ウ 事業実施に際し許認可を必要とする場合には、その許認可証の写し

エ 法人の場合には、法人の登記簿謄本及び定款

5 畜産経営環境調和推進資金

1 資金の目的

「家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律」（以下「家畜排せつ物法」といいます。）等に基づき平成 11 年度に創設された資金で、家畜排せつ物の管理の適正化・利用の促進のために必要な施設・機械などの整備や施設利用料の一時払い、家畜排せつ物の利用の促進を行う法人への出資等に必要な資金を融通するものです。

2 資金の使い途

① 「認定処理高度化施設整備計画」に従って行う次の事業

- (1) 処理高度化施設（堆肥舎、排水施設、畜舎、農産物処理加工施設、未利用資源活用施設、農機具及び運搬用機具等）の改良・造成・取得
- (2) 処理高度化施設の利用料等の全額の一部の一時支払に必要な資金又は法人に参加するための現物出資に必要な処理高度化施設・機械の取得費等（いずれも畜産を営む者に限ります。）

(注) 「認定処理高度化施設整備計画」とは、次に掲げるものをいいます。以下同じ。

- 1 家畜排せつ物法第 10 条第 2 項に規定する認定処理高度化施設整備計画
- 2 みどりの食料システム法第 26 条の規定により家畜排せつ物法第 11 条の規定を適用する場合にあっては、みどりの食料システム法第 23 条に規定する認定計画（家畜排せつ物法第 7 条第 2 項第 2 号に規定する処理高度化施設（以下「処理高度化施設」といいます。）の整備に関する部分に限ります。）

② 「認定共同計画」に基づいて行う共同利用施設の改良・造成・取得

(注) 認定共同計画には、みどりの食料システム法第 23 条に規定する認定計画（処理高度化施設の整備に関する部分に限ります。）を含みます。）

3 借入者の資格

- ① 認定処理高度化施設整備計画に基づいて処理高度化施設の整備の事業を実施する畜産業（畜種は牛、豚、鶏、馬に限ります。）を営む者（農協から転貸を受けることもできます。）
- ② 畜産を営む者、農業協同組合、農業協同組合連合会が組織する 5 割法人・団体（これらの者がその構成員又は資本金につき地方公共団体に係るものを除き原則としてその過半を占め又は出資若しくは拠出している法人及び団体（これらの者がその構成員又はその資本金につき地方公共団体に係るものを含む全体の 1 / 3 以上を占めるものに限ります。））であって、「認定共同計画」に基づいて共同利用施設の改良・造成・取得を行う者（農協又は農業協同組合連合会から転貸を受けることもできます。）

(注) 団体への貸付けは、構成員の全員又は一部の連帯債務とします。

4 貸付条件

区分	償還期限 (据置期間を含みます。)	据置期間	貸付限度額
認定処理高度化 施設整備計画	20 年以内 利用料、出資金に係る もの 15 年以内	3 年以内	次のいずれか低い額 1 貸付けを受ける者の負担する額の 80%に相当する額 (特認 90%) 2 個人 3,500 万円 (特認 1 億 2,000 万円) 法人 7,000 万円 (特認 4 億円)
認定共同計画			貸付けを受ける者の負担する額の 80%に相当する額

※ 最新の貸付利率は、公庫ホームページでご確認いただくか公庫等にご照会ください。

(注)「特認」とは、「認定処理高度化施設整備計画」が、家畜排せつ物の利用の促進に必要な施設の導入を図る計画又は環境保全のため家畜飼養施設を他の土地に移転する計画である場合をいいます。

5 借入申込みに必要な書類

(1) 借入申込書類

ア	借入申込書	
イ	事業費支払予定表	様式 C 1 - 5 (注) 事業費の支払予定(投資内容別の支払時期及び金額)を確認できる書類を添付することにより、提出を省略できます。
ウ	次のいずれか該当するものを提出してください。 【認定処理高度化施設整備計画】 ・処理高度化施設整備計画認定申請書 ・(特定) 環境負荷低減事業活動実施計画認定申請書 【認定共同計画】 ・共同利用施設整備計画認定申請書 ・(特定) 環境負荷低減事業活動実施計画認定申請書	

※ 様式は公庫支店等にご照会ください。

(2) 添付書類

- ア 最近 3 年間の決算書類(貸借対照表、同附属明細書、損益計算書)又は青色申告書(簡易の貸借対照表を含みます。)等の写し
- イ 見積書、契約書、設計図、位置図
- ウ 事業実施に際し許認可を必要とする場合には、その許認可証の写し
- エ 法人の場合には、法人の登記簿謄本及び定款

6 農林漁業施設資金

6-① アグリビジネス強化（略称：スーパーW）

1 資金の目的

認定農業者が、農産物の高付加価値化や経営の多角化に取り組むために設立した法人による農産物の加工又は販売の事業（以下「アグリビジネス」といいます。）を行う場合に、当該法人がその事業を行うのに必要な施設の整備に必要な資金を融資するものです。

2 資金の使い途

- ① 農産物処理加工施設、農産物保管貯蔵施設、滞在型農園施設、農産物直売施設、農林漁業体験実習館及び農山漁村ふれあい体験宿泊施設の改良、造成又は取得
- ② ①に掲げる施設の改良、造成又は取得に関連して必要となる費用の支出

3 借入者の資格

認定農業者が加工、販売事業を行うために設立した法人であって、次のような要件を満たしていること。

- (1) 株式会社にあつては、認定農業者が総株主の議決権の過半数を有していること、合名会社、合資会社、合同会社にあつては、認定農業者が社員（業務執行権を有しないものを除きます。）の過半を占めていること。
- (2) アグリビジネス強化計画を作成し特別融資制度推進会議の認定（注）を受けた者

（注）アグリビジネス強化計画の認定要件

次の要件の全てに適合すると認められるときに特別融資制度推進会議で認定します。

- ① アグリビジネス法人の主たる取扱品目について、出資認定農業者が生産するものが過半を占めていること。
- ② アグリビジネス法人の事業により、出資認定農業者からの仕入若しくは仕入額が5年間で概ね20%以上増加すること又は付加価値額（営業利益＋人件費＋減価償却費）が5年間で概ね15%以上増加すること。

4 貸付条件

区分	償還期間 (据置期間を含みます。)	据置期間	貸付限度額
資金の使い途の①	25年以内	5年以内	貸付けを受ける者の負担する額の80%以内
資金の使い途の②	10年以内	3年以内	特例(注) 貸付けを受ける者の負担する額の90%以内

※ 最新の貸付利率は、公庫ホームページでご確認いただくか公庫等にご照会ください。

(注) 国の補助金を財源に含む補助事業を活用せずに事業を行う場合であって、次の1から3までのいずれかに該当する場合に受けることができます。

- 1 女性が代表取締役になっている法人又は女性が役員の大過半数を占める法人が実施する事業である場合
- 2 次の(1)から(4)までのいずれかに該当し、地域経済の活力維持に資する事業である場合

(1) 常時従事者が1名以上増加する場合

ただし、次に掲げる者からの人員の振替えて実質的な雇用効果が認められないものを除きます。

ア 貸付けを受ける者の子会社（会社はその総株主の議決権の大過半数を有する他の会社（会社はその業務を執行する社員の大過半数を占めている他の会社を含みます。）をいいます。この場合において、会社及びその一若しくは二以上の子会社又は当該会社の一若しくは二以上の子会社がその総株主の議決権の大過半数を有する他の会社は、当該会社の子会社とみなします。以下イ及びウにおいて同じ。）

イ 貸付けを受ける者の子会社とする会社（会社以外の者であって、貸付けを受ける者の総株主の議決権の大過半数を有するもの（会社以外の者であって、貸付けを受ける者の業務を執行する社員の大過半数を占めているものを含みます。）を含みます。以下ウにおいて同じ。）

ウ イに掲げる会社の子会社（貸付けを受ける者及びア又はイに掲げる会社に該当するものを除きます。）

(2) 市場において自然的経済的社会的条件からみて一体である地域の特産物としてア又はイを利用する場合

ア 相当程度認識されている農産物

イ 地域ぐるみで開発・販路開拓を推進している農産物

(3) バリアフリー化による顧客誘引力の強化又は多言語対応その他のグローバル化による訪日外国人の利用に供する事業の環境整備を行う場合

(4) 省エネルギー化・省資源化に取り組み、計画期間内に経費率（経営費（減価償却費を除きます。）を売上高で除したものをいいます。）を5%以上引き下げることが見込まれる場合

- 3 国際標準化機構（ISO）9000 シリーズ、ハラル認証その他の国際規格認証の取得、高度な品質管理の構築その他の輸出環境を整備するための事業である場合

5 借入申込みに必要な書類

(1) 借入申込書類

ア	借入申込書	
イ	事業費支払予定表	様式C1-5 (注) 事業費の支払予定(投資内容別の支払時期及び金額)を確認できる書類を添付することにより、提出を省略できます。
ウ	アグリビジネス強化計画認定申請書(写し)	

※ 様式は公庫支店等にご照会ください。

(2) 添付書類

- ア 最近3か年の決算書類（貸借対照表、同附属明細書、損益計算書）の写し
- イ 見積書、契約書、設計図、位置図
- ウ 事業実施に際し許認可を必要とする場合には、その許認可証の写し
- エ 法人の登記簿謄本及び定款

6-② 環境保全型農業推進

1 資金の目的

農業者が、肥料、農薬等の投入量削減に役立つ施設や農業廃棄物等の処理・再利用施設、太陽熱・地熱等の未利用資源を有効活用する施設等環境保全型農業を推進するために必要な各種施設の整備を行う場合の資金として農林漁業施設資金に特利を設けているものです。

2 資金の使い途

ア 共同利用施設の場合（いずれの施設についても畜産業に係るものを除きます。）

① 次の施設の改良、造成又は取得

農薬廃液処理施設…農薬回収、一時貯留、処理施設など

種子等洗浄排水処理施設…種子洗浄水一時貯留、処理排水施設など

堆肥化施設…堆肥舎、堆肥発酵施設など

有機物供給施設…稲わら、おがくず発酵施設など

有機物原料・製品貯蔵施設…おがくず、堆肥等貯蔵施設など

農業廃棄物処理・再生利用施設…野菜残さ堆肥化施設、廃プラスチック再生施設など

脱臭施設…ビート加工、漬物加工等の脱臭施設など

風力・地熱・太陽熱等利用による発電・暖房施設

攪拌ローター使用混合貯留施設（太陽熱利用）…太陽熱利用型カントリーエレベーターなど

地熱・太陽熱・廃棄物焼却熱等を利用した温室

② 市町村が策定した「地域の実情に即した環境保全型農業を推進するための方針」に基づき、その市町村内における環境保全型農業を行うのに必要な施設（畜産業に係るもの及び農産物販売施設を除きます。）の改良、造成又は取得

イ 主務大臣指定施設の場合

市町村が策定した「地域の実情に即した環境保全型農業を推進するための方針」に基づき、その市町村内における環境保全型農業を行うのに必要な施設（畜産業に係るもの及び農産物販売施設を除きます。）の改良、造成又は取得

3 借入者の資格

ア 共同利用施設

- ① 農業協同組合、農業協同組合連合会、農業共済組合、農業共済組合連合会
- ② 5割法人・団体（農業を営む者及び上記①の法人がその構成員又はその資本金につき地方公共団体に係るものを除き原則としてその過半を占め又は出資若しくは拠出している法人及び団体（農業を営む者及び上記①の法人がその構成員又はその資本金につき地方公共団体に係るものを含む全体の1/3以上を占めるものに限ります。）
- ③ 農業振興法人（農業を営む者、農業を営む者の組織する法人又は地方公共団体が構成員の過半を占めるか又は過半の出資を行っている法人で、農業の振興を目的とする法人）
ただし、資金の使い途のアの②の施設に係る借入れについては、環境保全型営農計画を作成し、事業実施市町村長の認定を受けた法人又は団体に限ります。
(注) 団体への貸付けは、構成員の全員又は一部の連帯債務とします。

イ 主務大臣指定施設

農業を営む者であって、環境保全型営農計画を作成し、事業実施市町村長の認定を受けた者（農協を通じて転貸を受けることもできます。）

4 貸付条件

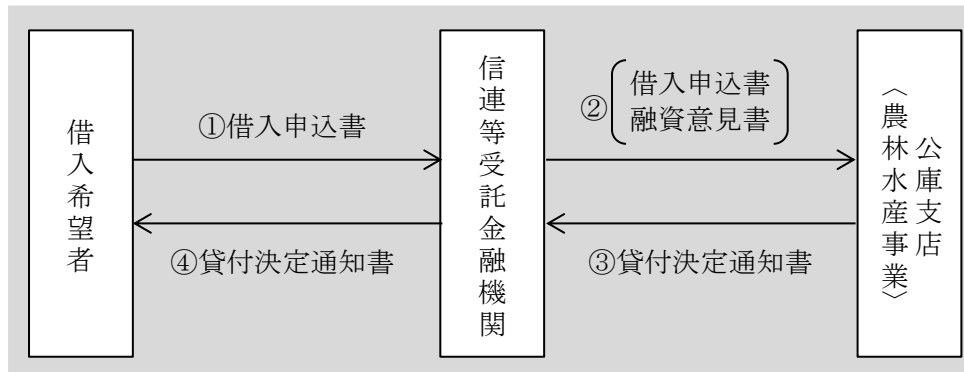
貸付対象者	資金区分	償還期限 (据置期間を含みます。)	据置期間	貸付限度額
農協等	共同利用	20年以内	3年以内	貸付けを受ける者の負担する額の80%に相当する額
農業を営む者	主務大臣	15年以内		貸付けを受ける者の負担する額の80%に相当する額 又は個人3,500万円 法人7,000万円 のいずれか低い額

※ 最新の貸付利率は、公庫ホームページでご確認いただくか公庫等にご照会ください。

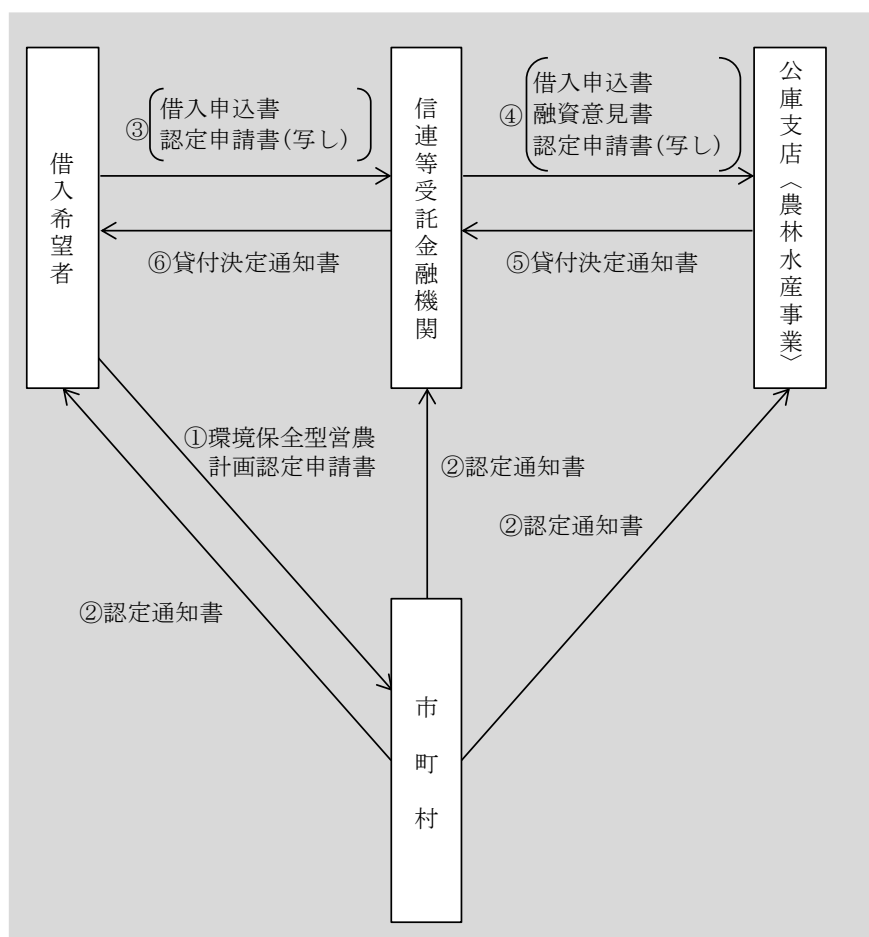
5 借入申込みから貸付けに至るまでのプロセス

委託貸付の場合を例にとれば次のような流れとなります。

◎ 資金の使い途のアの①に掲げる共同利用施設に係る借入れの場合



◎ 資金の使い途のアの②及びイに掲げる施設に係る借入れの場合



6 借入申込みに必要な書類

(1) 借入申込書類

ア	借入申込書	
イ	事業費支払予定表	様式C 1－5 (注) 事業費の支払予定(投資内容別の支払時期及び金額)を確認できる書類を添付することにより、提出を省略できます。
ウ	環境保全型営農計画認定申請書(写し)	(認定施設の場合)
エ	環境保全型営農計画認定通知書(写し)	(市町村長認定の場合)

※ 様式は公庫支店等にご照会ください。

(2) 添付書類

ア 最近3か年の決算書類(貸借対照表、同附属明細書、損益計算書)又は青色申告書(簡易の貸借対照表を含みます。)等の写し

イ 見積書、契約書、設計図、位置図

ウ 事業実施に際し許認可を必要とする場合には、その許認可証の写し

エ 法人の場合には、法人の登記簿謄本及び定款

6-③ 農林漁業施設資金（災害復旧）

1 資金の目的

農業者が、台風や地震等の不慮の災害により被災した場合に、農業施設等の復旧に必要な資金を、公庫が融資するものです。

2 資金の使い途

- ① 被災した農舎、畜舎、農産物乾燥施設、堆肥舎、農作物育成管理用施設、サイロ、家畜用水施設、牧柵、排水施設、かん水施設、農産物処理加工施設、農産物保管貯蔵施設、農機具保管修理施設、病虫害等防除施設、ふ卵育すう施設、家畜管理所、畜産環境保全林、畜産物搬入道路、地域資源整備活用施設、農業生産環境施設、未利用資源活用施設、農機具及び運搬用器具の復旧
- ② 果樹の改植又は補植費用

3 借入者の資格

- ① 農業を営む者
- ② 農業協同組合又は農業協同組合連合会（いずれも①に掲げる者に転貸する場合に限り、農業協同組合連合会にあっては資金の使い途の②に掲げる事業を対象とする場合に限りです。）

4 貸付条件

区分	償還期限 (据置期間を含みます)	据置期間	貸付限度額
資金の使い途の①	15年以内	3年以内	次のアとイのいずれか低い額。ただし、非常災害の場合は、1施設当たり1,200万円（注1）。 ア 貸付けを受ける者の負担する額の80%に相当する額 イ 1施設当たり300万円（特認 600万円）（注2）
資金の使い途の②	25年以内	10年以内	

※ 最新の貸付利率は、公庫ホームページでご確認いただくか公庫等にご照会ください。

（注）1 主要な事業用資産について、特定非常災害（特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律第2条第1項に規定する特定非常災害をいいます。以下同じ。）その他の農林漁業経営に著しい支障を及ぼす災害として、財務省大臣官房総括審議官及び農林水産省経営局長が指定したものをいいます。）により浸水、流失、滅失、損壊その他これらに準ずる損害を受けた者であって、災害復旧に要する費用、資金の調達状況等から貸付金額の限度を引き上げなければ、当該復旧事業の実

施が困難と認められる場合に適用されます。

- 2 災害復旧に要する費用、資金の調達状況等から融資限度額を引き上げなければ当該復旧事業の実施が困難と認められる場合に適用されます。

5 借入申込みに必要な書類

(1) 借入申込書類

ア	借入申込書	
イ	事業費支払予定表	様式C 1－5 (注) 事業費の支払予定(投資内容別の支払時期及び金額)を確認できる書類を添付することにより、提出を省略できます。

※ 様式は公庫支店等にご照会ください。

(2) 添付書類

- ア 最近3か年の決算書類(貸借対照表、同附属明細書、損益計算書)又は青色申告書(簡易の貸借対照表を含みます。)等の写し
- イ 見積書、契約書、設計図、位置図
- ウ 事業実施に際し許認可を必要とする場合には、その許認可証の写し
- エ 法人の場合には、法人の登記簿謄本及び定款
- オ 罹災証明書

6-④ 産業動物診療施設

1 制度の目的等

我が国畜産業の振興を図るうえでは、近年、家畜飼養規模の拡大等に伴い複雑多様化している家畜疾病の問題を解決することが重要となっています。

このような状況を踏まえ、獣医師の方、農業共済組合等が診療施設の整備に関する計画を作成して都道府県知事の認定を受けて、診療体制を整備する場合の資金として農林漁業施設資金に特利を設けているものです。

2 資金の使い途

獣医療法の規定による都道府県知事の認定を受けた「診療施設整備計画」に従って行う次の施設の改良、造成又は取得が対象となります。

- ① 当該資金により整備（新たに開設する場合を含みます。）を行った診療施設（診療用機器及び診療用車両を含みます。以下同じ。）における1年間の診療の業務量に占める牛、馬、めん羊、山羊、豚、鶏、うずら、その他の畜産業に係る法第2条第1項に規定する飼育動物（以下「産業動物」といいます。）の診療の業務量の割合が、新たに50%以上となる場合における当該診療施設
- ② 産業動物の診療の業務に従事する獣医師の増員に際して必要となる診療施設
- ③ 産業動物に係る獣医療に関する技術の高度化に際して必要となる診療施設

3 借入者の資格

ア 主務大臣指定施設

産業動物の診療の業務を行う者

イ 共同利用施設

農業共済組合、農業共済組合連合会、農業協同組合、農業協同組合連合会

4 貸付条件

貸付対象者	資金区分	償還期限 (据置期間を含みます)	据置期間	貸付限度額
産業動物開業獣医師等	主務大臣	10年以内	2年以内	貸付けを受ける者の負担する額の80%に相当する額
農協、農業共済組合等	共同利用	20年以内	3年以内	

※ 最新の貸付利率は、公庫ホームページでご確認いただくか公庫等にご照会ください。

5 借入申込みに必要な書類

(1) 借入申込書類

ア	借入申込書	
イ	事業費支払予定表	様式C 1-5 (注) 事業費の支払予定(投資内容別の支払時期及び金額)を確認できる書類を添付することにより、提出を省略できます。
ウ	診療施設整備計画認定申請書 (写し)	

※ 様式は公庫支店等にご照会ください。

(2) 添付書類

- ア 最近3か年の決算書類(貸借対照表、同附属明細書、損益計算書)又は青色申告書(簡易の貸借対照表を含みます。)等の写し
- イ 見積書、契約書、設計図、位置図
- ウ 事業実施に際し許認可を必要とする場合には、その許認可証の写し
- エ 法人の場合には、法人の登記簿謄本及び定款

6-⑤ 食肉センター施設・家畜市場施設

1 資金の目的

国のガイドラインに即した都道府県食肉流通合理化計画又は家畜流通合理化計画に基づいて、食肉センター及び家畜市場の施設を整備することにより、部分肉処理や高度な処理・加工を行う体制を整備するとともに、家畜（素畜）の流通の合理化を図ることによって食肉の生産コストを低減することを目的として、農林漁業施設資金（共同利用施設）に特利を設けているものです。

2 資金の使い途

都道府県知事が承認した「食肉センター施設整備計画」又は「家畜市場施設整備計画」（以下「整備計画」といいます。）に基づく事業に必要な資金が融資の対象となります。

（注）整備計画に基づく事業とは、食肉及び家畜の流通合理化対策要綱の制定について（平成6年6月23日付け6畜A第1463号農林水産事務次官依命通知）に基づく事業をいいます。（具体的事業内容は次の表のとおり。）

① 食肉センター

資金の使い途		事業内容例
用地取得		食肉センターの立地に必要な用地の取得
用地造成		食肉センターの立地に必要な用地の造成
構内舗装		食肉センターの構内道路の舗装
駐車場		食肉センターの駐車場の整備
建物	と畜解体施設	と畜場の整備
	部分肉処理加工場	部分肉処理施設、高度加工施設の整備
	その他の建物	守衛所などの建物
付帯施設	電気設備	受電施設、構内及び屋内用電気設備等
	給排水・衛生設備	受水施設、井戸、排水路等
	空調・換気設備	空調施設等
	ボイラー設備	ボイラー施設等
	自家発電設備	自家発電施設等
冷蔵庫		枝肉、部分肉保管用冷蔵庫等
冷凍庫		部分肉、加工肉保管用冷凍庫等
機械・装置	搬送装置	枝肉搬送用レール、部分肉搬送用コンベア等
	検査機器	衛生検査用機器等
	計量分析設備	自動秤等
	仕分設備	仕分用装置等
	包装設備	真空包装、箱詰め装置等
	情報処理設備	コンピューター、コンピューター連動装置等

	その他の機械・装置	
汚水処理施設		汚水処理プラント等
汚物処理施設		堆肥舎、ふん尿処理施設等
輸送・運搬車両		トラック、冷凍・冷蔵車等
その他の施設・機械		

② 家畜市場

資金の使い途	事業内容例
用地取得	家畜市場の立地に必要な用地の取得
用地造成	家畜市場の立地に必要な用地の造成
構内舗装	家畜市場の構内道路の舗装
駐車場	家畜市場の駐車場の整備
売場	せり場
つなぎ場	搬入用プラットホーム、家畜繫養施設
獣医師詰所	
隔離所	病畜等隔離畜舎等
繫養畜舎	家畜繫養畜舎
管理事務所	家畜市場事務所等
秤量施設	家畜秤量施設等
計算センター	コンピューター、代金決済所等
その他の施設・機械	

3 借入者の資格

整備計画に基づき事業を実施する次の者が対象となります。

- ① 農業協同組合及び農業協同組合連合会
- ② 5割法人・団体（農業を営む者及び上記①の法人がその構成員又は資本金につき地方公共団体に係るものを除き原則としてその過半を占め又は出資若しくは拠出している法人及び団体（農業を営む者及び上記①の法人がその構成員又はその資本金につき地方公共団体に係るものを含む全体の1/3以上を占めるものに限ります。））
- ③ 農業振興法人（農業を営む者、農業を営む者の組織する法人又は地方公共団体が構成員の過半を占めるか又は過半の出資等を行っている法人で、農業の振興を目的とする法人）

（注）1 団体への貸付けは、構成員の全員又は一部の連帯債務とします。2 中小企業等協同組合法に基づく家畜商組合等が借入者となる場合であっても、②の要件を満たせば貸付けの対象となります。

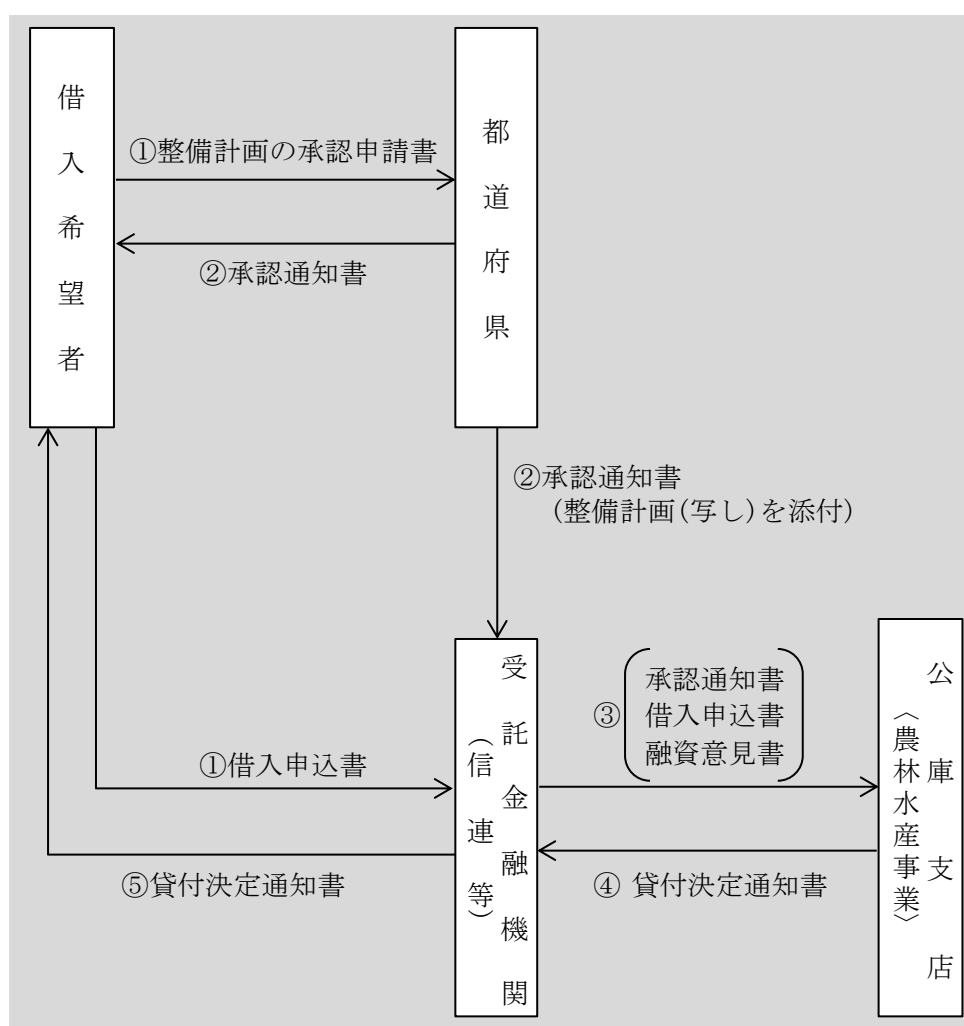
4 貸付条件

償還期限 (据置期間を含みます。)	据置期間	貸付限度額
20年以内	3年以内	貸付けを受ける者の負担する額の80%に相当する額

※ 最新の貸付利率は、公庫ホームページでご確認いただくか公庫等にご照会ください。

5 借入申込みから貸付けに至るまでのプロセス

委託貸付の場合を例にとれば次のような流れとなります。



6 留意事項

① 合理化計画の確認

事業の実施にあたっては、都道府県において国のガイドラインに即した「食肉流通合理化計画」又は「家畜流通合理化計画」（以下「合理化計画」といいます。）が策定される必要がありますので、都道府県担当課にご確認ください。

② 整備計画の作成

借入れにあたっては、上記①の合理化計画に基づく整備計画を作成し都道府県知事の承認を受ける必要があります。

③ 補助残融資の取扱い

国又は独立行政法人農畜産業振興機構の補助事業の補助残についての融資は、事業費から補助金（都道府県補助金を含みます。）を控除した額の80%が融資の対象となります。

7 借入申込みに必要な書類

(1) 借入申込書類

ア	借入申込書	
イ	事業費支払予定表	様式C 1-5 (注) 事業費の支払予定(投資内容別の支払時期及び金額)を確認できる書類を添付することにより、提出を省略できます。
ウ	食肉センター施設整備計画認定申請書 (写し)	ウ又はエの該当するものを提出してください。
エ	家畜市場施設整備計画認定申請書 (写し)	

※ 様式は公庫支店等にご照会ください。

(2) 添付書類

ア 最近3か年の決算書類（貸借対照表、同附属明細書、損益計算書）又は青色申告書（簡易の貸借対照表を含みます。）等の写し

イ 見積書、契約書、設計図、位置図

ウ 事業実施に際し許認可を必要とする場合には、その許認可証の写し

エ 法人の場合には、法人の登記簿謄本及び定款

7 農業基盤整備資金・担い手育成農地集積資金

7-① 農業基盤整備資金（農業農村整備）・担い手育成農地集積資金

1 資金の目的

「農業基盤整備資金」は、用排水路の改良、ほ場整備、農道整備など生産基盤を整備して農業生産力の増大及び生産性の向上を図るための資金です。

また、農業集落排水施設の整備など生産基盤と一体として行う生活基盤の改善に必要な資金も対象となります。

「担い手育成農地集積資金」は、将来の農業生産を担う効率的かつ安定的な経営体への農用地の集積が一定割合以上増加すること等を条件に実施される農業競争力強化農地整備事業等に対し、無利子の資金を融資するもので、農業基盤整備資金と一体として融資することで農家負担を軽減することを目的とした資金です。

2 資金の使い途

① 農業基盤整備資金

農地、牧野の新設、改良、造成及び復旧

（具体的な事業内容は次ページの表のとおり。）

② 担い手育成農地集積資金

農地、牧野の新設、改良、造成

ただし、経営体育成促進事業として採択されたものが対象となります。

3 借入者の資格

① 土地改良区、土地改良区連合（事業主体になる場合に限り）、農業協同組合、農業協同組合連合会及び農業を営む者

② 5割法人・団体（農業を営む者又は①の法人がその構成員又はその資本金などの過半を占めるか、又は過半の出資等をしている法人・団体）

③ 農業振興法人（農業を営む者、農業を営む者の組織する法人又は地方公共団体が構成員の過半を占めるか、又は過半の出資等を行っている法人で、農業の振興を目的とする法人）

（注）1 5割法人・団体が借入者となるのは、農業集落排水施設等の農村環境基盤施設及び連絡道（集落環境基盤施設）を対象とする場合に限り。

2 団体への貸付けは、構成員の全員又は一部の連帯債務として融資します。

3 設立認可を申請中の土地改良区又は事業計画変更等の認可を申請中の土地改良区からの借入申込みについては、前者については土地改良法第10条第1項、後者については同法第48条第1項の認可を、借用証書を差し入れていただく際にそれぞれ確認いたします。

資金の使い途	事業内容例
かんがい排水	・頭首工（井堰）、ため池、農業用排水施設、水路、温水施設等（併せ行う安全施設等の設置を含みます。）の新設・改良。しゅんせつ船等の取得
畑地かんがい	・畑地かんがい施設（スプリンクラーの立ち上がり、ヘッドを含みます。）の新設・改良
ほ場整備	・区画整理、かんがい排水施設、客土、暗渠排水、農道等の工種を総合的に実施する事業
暗渠排水	・完全暗渠（土管の埋設）、簡易暗渠（朶木、竹、木材、石れきの埋設）、弾丸暗渠（地下穿孔機を牽引する方法）等の新設
客土	・搬入客土、流水客土、ポンプ客土
農道	・農道（単独舗装や併せ行う安全施設等の設置を含みます。）の新設・改良。農道橋の新設・改良
索道	・空中ケーブルの新設・改良。軌条（モノラック）の新設・改良
畦畔整備	・コンクリート、ブロック、石積畦畔
石れき除去	・耕作に支障となる石れきを除去する事業
農地造成	・畑（普通畑、樹園地〔地目変換の事業を含みます。〕）、田（わさび田等を含みます。）の造成
農地保全	・シラス等特殊土壌対策、急傾斜地帯対策、水質障害対策等の事業
防災	・老朽ため池整備、地盤沈下対策、たん水防除等の事業
維持管理	・土地改良施設の補修、更新、しゅんせつ等の事業（水路の補改修、土水路のコンクリート装甲、フリューム設置、水路や農道の安全施設設置、用排水施設のオーバーホール・塗装、維持管理に必要な建物・施設や機械の取得など）
農村環境基盤施設	・農林水産省の補助事業として実施する農業集落道、農業集落排水施設、営農飲雑用水施設及び集落防災安全施設の新設・改良。なお、農業集落排水施設については、補助事業に係る農業集落排水整備計画に定められた地域において補助事業を補完して一体的に実施される非補助事業も融資の対象とします。
集落環境基盤施設	・農林水産省の補助事業として実施する連絡道の新設・改良
飲雑用水施設	・土地改良事業関係補助金交付要綱、農山漁村地域整備交付金実施要綱に基づいて行うもの並びに以上の各事業と一体の計画の下に行う末端支派線の工事にかかるもの。
牧野の造成、改良、保全	・草地の造成、改良等の事業で障害物除去、起土整地、土壌改良資材の投入、用排水施設の整備など。
牧野の保全・利用上必要な施設	・牧道、隔障物、電気導入施設、家畜保護飼養施設（畜舎、看視舎）、飼料貯蔵施設（サイロ、乾草舎）、草地管理利用機械施設等の新設・取得・改良

（注）調査設計費も融資の対象となります。

4 貸付条件

① 農業基盤整備資金

償還期限 (据置期間を含みます。)	据置期間	貸付限度額
25年以内	10年以内	地元負担額

※ 最新の貸付利率は、公庫ホームページでご確認いただくか公庫等にご照会ください。

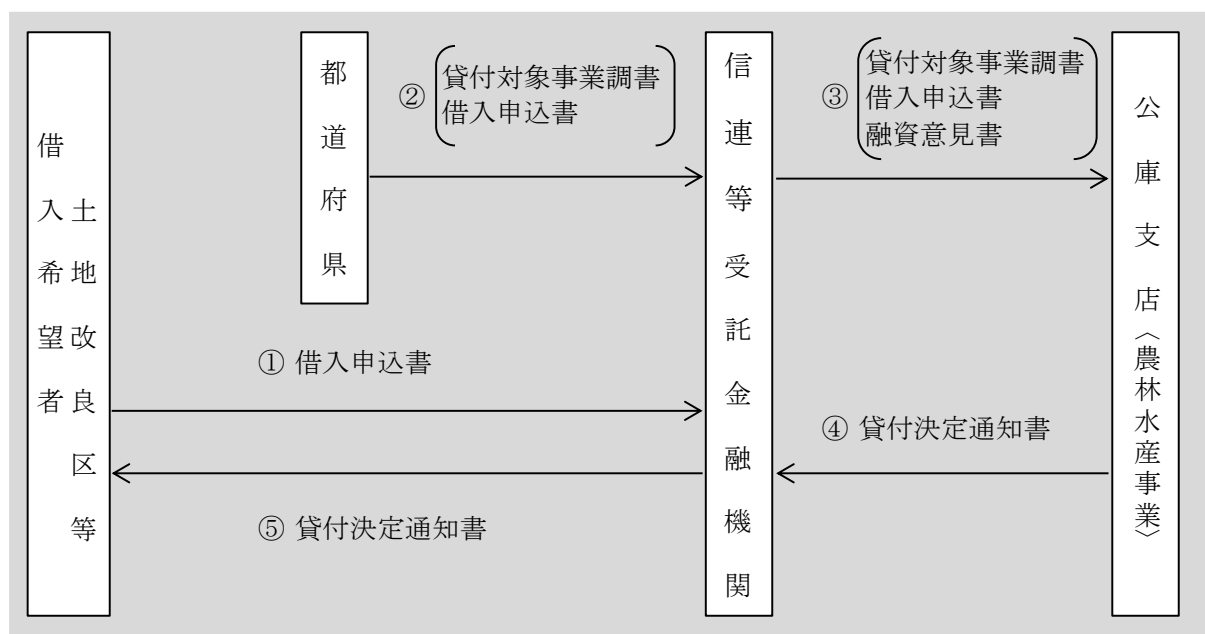
② 担い手育成農地集積資金

償還期限 (据置期間を含みます。)	据置期間	貸付限度額
25年以内	10年以内	次のいずれか低い額 ① 当該年度の貸付対象事業費の10% ② 当該年度に負担する額（地元負担額－自己資金）の5/6

※ 最新の貸付利率は、公庫ホームページでご確認いただくか公庫等にご照会ください。

5 借入申込みから貸付に至るまでのプロセス

委託貸付の場合を例にとれば次のような流れとなります。



6 留意事項

ア 貸付対象事業費

- ① 行政庁の認めた事業費があるときはこれを基準とします。
- ② 補助事業には、補助事業と一体となった計画であってこれと切り離すことができない補助対象外の事業費を含めることもできます。
- ③ 貸付対象事業費に含めることができる雑費（工事雑費又は事務雑費）は、工事費（設計費を含みます。）の3.5%に相当する額を基準とします。

イ 都市計画法に基づく市街化区域を含む土地改良事業の取扱い

受益地の全部又は一部が市街化区域に属する土地改良事業は、原則として次の事業に限り貸付けの対象とします。

- ① 災害復旧事業
- ② 農用地防災事業
- ③ 維持管理事業（非補助土地改良事業助成措置要綱に定めるもの）
- ④ ③以外の事業で、国が認めた補助事業
- ⑤ 生産緑地法に基づく生産緑地地区にあっては、深耕、簡易な排水施設、暗渠排水、土壌改良等であって、当面営農を継続するのに必要な限度を超えない事業

ウ 担い手育成農地集積資金の取扱い

① 要件未達成の場合の措置

農業競争力強化基盤整備事業等の完了時に、担い手への農地集積増加率がおおむね20%を超えなかったなどの場合は、借入者は公庫に調整金（農業基盤整備資金と同利率で計算。）を支払うことになります。

② 償還金の払込期日

担い手育成農地集積資金を借り入れる場合には、同時に借り入れる農業基盤整備資金も含めて、4月に払込期日を設けないでください。

③ 資金の払出し

資金は、担い手育成農地集積資金と農業基盤整備資金を同時に払い出します。

なお、融資額の一部を払い出す場合は、貸付額の割合に応じて按分し、それぞれの資金を同時に払い出します。

7 借入申込みに必要な書類

(1) 借入申込書類

ア	借入申込書	
イ	借入申込書別紙	様式C 1-20
ウ	事業費支払予定表	様式C 1-5 (非補助事業の場合)

※ 様式は公庫支店等にご照会ください。

(2) 添付書類

ア 収支予算書、借入議決書、総代会の議事録

イ 最近会計年度の収支決算書、財産目録、事業報告書

ウ 貸付対象事業調書、選認定通知書（選認定事業の場合）

エ 計画一般図（適宜の地図を用い当該事業に係る受益地区と主要な事業施行箇所を既施行、今回施行、将来施行に適宜色分けして表示したもの）

オ 定款、その他規程類（総合農協は提出不要です。）

このほか、県営事業の場合で土地改良法第 91 条に基づいて市町村経由で分担金を納入する場合は、当該市町村の分担金徴収条例が必要です。

また、市町村営事業の場合は賦課金徴収条例が、共同施行の場合は事業施行及び資金借入れに関する同意書が必要です（土地改良法第 95 条に基づく事業の場合は提出不要です。）。

7-② 農業基盤整備資金（畜産基盤整備）

1 資金の目的

畜産業の生産基盤が揺らいでいる中、農業者団体が主導して、搾乳牛、繁殖雌牛及び肥育素牛（以下「生産家畜」といいます。）の預託事業を行うことにより、畜産の生産基盤の強化を目的とするための資金です。

2 資金の使い途

預託事業に必要な次の生産家畜の取得

- ① 搾乳牛
- ② 繁殖雌牛
- ③ 肥育素牛

ただし、生産家畜の飼養管理の預託が次の要件の全てを満たすものに限り、

- ① 飼養管理の預託を受ける農業を営む者が次のいずれかに該当するものであること。
 - a 市町村長等から農業経営改善計画又は酪農肉用牛経営改善計画の認定を受けた者
 - b 市町村長から青年等就農計画の認定を受けた者
- ② 生産家畜の所有権、処分権その他の権利義務関係を明確にした預託契約を締結していること。
- ③ 預託契約において設定された金利が預託事業を行う農業者団体等に対する貸付金利と同水準以下に設定されていること。

3 借入者の資格

- ① 農業協同組合及び農業協同組合連合会
- ② 5割法人・団体（農業を営む者又は①の法人等がその構成員又はその資本金などの過半を占めるか、又は過半の出資等をしている法人・団体）
- ③ 農業振興法人（農業を営む者、農業を営む者の組織する法人又は地方公共団体が構成員の過半を占めるか、又は過半の出資等を行っている法人で、農業の振興を目的とする法人）

4 貸付条件

償還期限 (据置期間を含みます。)	据置期間	貸付限度額
25年以内	3年以内	貸付けを受ける者が当該年度に負担する額

※ 最新の貸付利率は、公庫ホームページでご確認いただくか公庫等にご照会ください。

5 借入申込みに必要な書類

(1) 借入申込書類

ア	借入申込書	
イ	事業費支払予定表	様式C 1－5 (注) 事業費の支払予定(投資内容別の支払時期及び金額)を確認できる書類を添付することにより、提出を省略できます。

※ 様式は公庫支店等にご照会ください。

(2) 添付書類

- ア 法人の登記簿謄本及び定款
- イ 最近3か年の決算書類(貸借対照表、同附属明細書、損益計算書)
- ウ 預託事業実施計画書
- エ 預託先が認定農業者の場合は、農業経営改善計画認定通知・農業経営改善計画の写し
認定新規就農者の場合は、青年等就農計画認定通知・青年等就農計画の写し

8 スマート農業技術活用促進資金

1 資金の目的

農業の生産性の向上のためのスマート農業技術の活用の促進に関する法律（以下「スマート農業技術活用促進法」と言います。）に基づき、農業者の減少等の環境変化に対応して農業の生産性の向上を図るため、①スマート農業技術の活用とその効果を十分発揮させるための生産方式の変更をセットで相当規模行う取組、②スマート農業技術やその効果を十分に発揮させるための新品種その他の農業資材の開発・供給の取組を支援するための資金です。

2 資金の使い途

スマート農業技術活用促進法に規定する「認定生産方式革新実施計画」又は「認定開発供給実施計画」に従って行う生産方式革新事業活動又は開発供給事業（※）の実施に必要な資金であつて次に掲げるものが対象となります。

- (1) 農地等の改良、造成等（農地の取得は対象外）
- (2) 施設の改良、造成、取得等
- (3) 無形固定資産の取得、販売促進費その他費用の支出

※ スマート農業技術等の開発の事業及び当該事業の効率的な実施を図るための合併等の措置を除きます。

3 借入者の資格

【認定生産方式革新事業者】

- (1) 農業者又は農業者が組織する団体
- (2) スマート農業技術活用サービス事業者
 - ア 農業者に代わって農作業を行う方
 - イ 農業者へ農業機械等を賃貸する方（※）
 - ウ 農業者に農業に関する高度な知識又は技術を有する人材を派遣する方（※）
 - エ 農業に関するデータの収集、整理や分析を行い、農業者にその結果を提供又は指導、助言等を行う方（※）
- (3) 食品等事業者（※）

【認定開発供給事業者】

- (1) スマート農業技術活用サービス事業者
 - ア 農業者に代わって農作業を行う方
 - イ 農業者へ農業機械等を賃貸する方（※）
 - ウ 農業者に農業に関する高度な知識又は技術を有する人材を派遣する方（※）
 - エ 農業に関するデータの収集、整理や分析を行い、農業者にその結果を提供又

は指導、助言等を行う方（※）

(2) 農業資材の生産及び販売を行う者（※）

※ 中小企業者に限ります。

中小企業者の要件は以下の条件を満たす会社及び個人（個人の場合、従業員の条件のみ）です。

なお、協同組合等は、以下の規模を上回る場合でも中小企業者に該当します。

ただし、公庫法第2条第3号に列挙されていない者（以下、例示）は、規模に関わらず中小企業者に該当しません。

(例) 農事組合法人、社団法人・財団法人（一般・公益を含みます。）、有限責任事業組合（LLP）

判断項目 主たる業種	資本金	従業員
小売業・飲食店	5,000万円以下 又は 50人以下	
サービス業	5,000万円以下 又は 100人以下	
卸売業	1億円以下 又は 100人以下	
その他の業種	3億円以下 又は 300人以下	

4 貸付条件

償還期限 (据置期間を含みます。)	据置期間	貸付限度額
25年以内（注）	5年以内	貸付けを受ける者の負担する額の80%

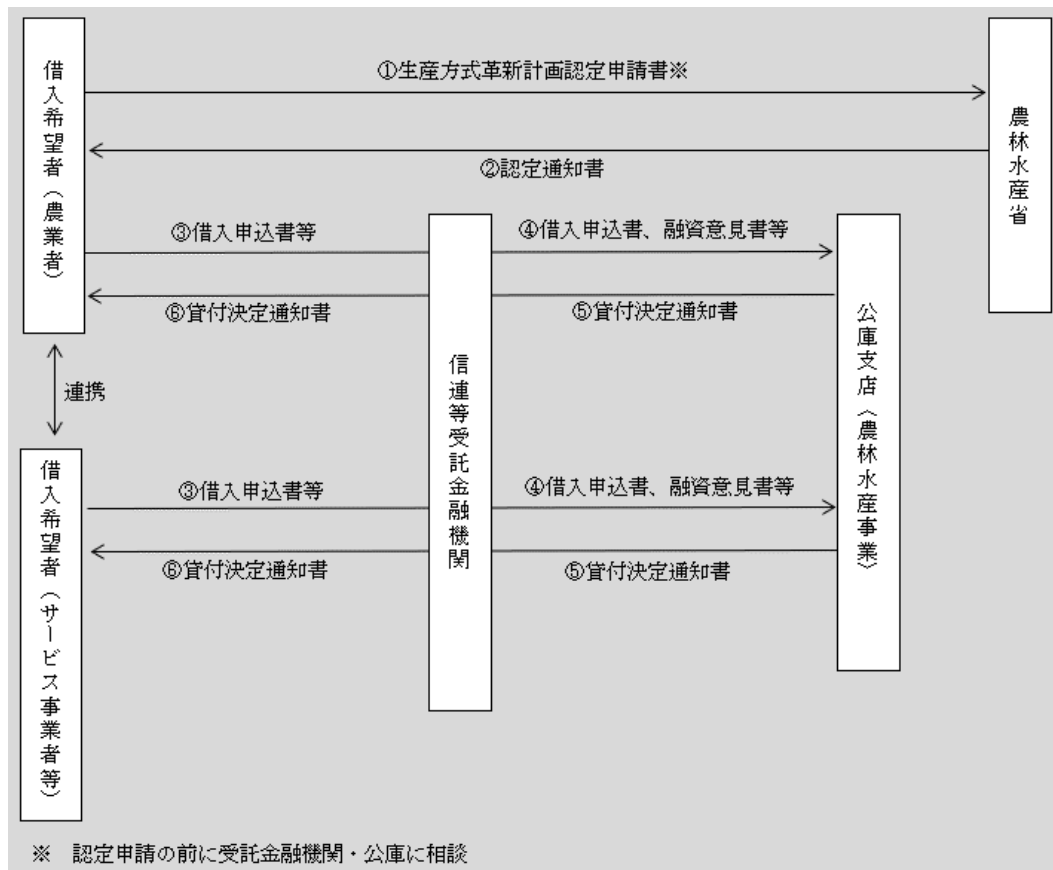
※ 最新の貸付利率は、公庫ホームページでご確認いただくか公庫等にご照会ください。

（注）ご利用いただける方のうち食品等事業者の方については、10年超25年以内

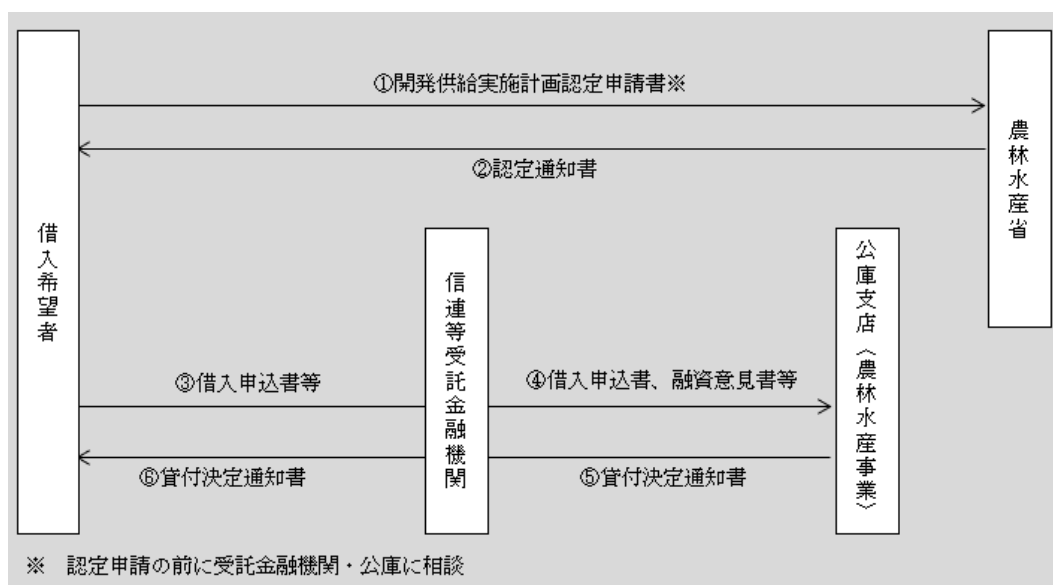
5 借入申込みから貸付けに至るまでのプロセス

委託貸付の場合を例にとれば次のような流れとなります。

◎ 借入者の資格の【認定生産方式革新事業者】の場合



◎ 借入者の資格の【認定開発供給事業者】の場合



5 借入申込みに必要な書類

(1) 借入申込書

ア	借入申込書	
イ	事業費支払予定表	様式C 1-5 (注) 事業費の支払予定(投資内容別の支払時期及び金額)を確認できる書類を添付することにより、提出を省略できます。
ウ	次のいずれか該当するものを提出してください。 【認定生産方式革新実施計画】 ・生産方式革新実施計画認定申請書及び認定通知書 【認定開発供給実施計画】 ・開発供給事業実施計画認定申請書及び認定通知書	

※ 様式は公庫支店等にご照会ください。

(2) 添付書類

- ア 最近3か年の決算書類(貸借対照表、同附属明細書、損益計算書)又は青色申告書(簡易の貸借対照表を含みます。)等の写し
- イ 見積書、契約書、設計図、位置図
- ウ 事業実施に際し許認可を必要とする場合には、その許認可証の写し
- エ 法人の場合には、法人の登記簿謄本及び定款